

砂川地区保健衛生組合例規類集

令和2年4月1日

【 目 次 】

— 目 次 —

1 組合設立	
○ 砂川地区保健衛生組合格約	1
(昭和43年10月22日地方第1518号)	
○ 砂川地区保健衛生組合の休日を定める条例	5
(平成5年7月7日条例第2号)	
2 公告式	
○ 砂川地区保健衛生組合公告式条例	6
(昭和43年11月28日条例第5号)	
3 議会・監査	
○ 砂川地区保健衛生組合議会定例会条例	7
(昭和43年11月28日条例第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合議会定例会規則	8
(昭和43年11月28日規則第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合議会会議規則	9
準用 砂川市規則 (平成27年3月3日規則第2号)	
○ 砂川地区保健衛生組合監査委員条例	10
(昭和43年11月28日条例第6号)	
○ 砂川地区保健衛生組合監査基準	12
(令和2年3月19日規程第1号)	
4 組織・処務	
○ 砂川地区保健衛生組合分担金徴収条例	17
(昭和47年4月6日条例第4号)	
○ 組合長及び副組合長ともに事故又は欠けたときの職務代理者の 指定に関する規則	19
(昭和58年3月22日規則第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合会計管理者の職務代理に関する規則	20
(昭和50年5月9日規則第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合事務局組織規程	21
(平成14年1月11日訓令第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合事務決裁規程	22
(平成6年1月13日訓令第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合事務分掌規則	27
(平成14年3月26日規則第2号)	
○ 砂川地区保健衛生組合公印規程	29
(平成14年4月1日訓令第3号)	

5 公平委員会	
○ 砂川地区公平委員会規約	35
(昭和47年6月26日告示第23号)	
6 定数	
○ 砂川地区保健衛生組合職員定数条例	37
(昭和43年11月28日条例第2号)	
7 分限	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例	38
(昭和59年10月3日条例第3号)	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の早期退職募集制度に関する規程	40
(平成30年1月15日訓令第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の再任用に関する条例	41
(平成14年2月28日条例第1号)	
8 服 務	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	44
(平成7年3月1日条例第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例	52
施行規則 (平成7年3月30日規則第2号)	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例	64
(平成4年10月6日条例第4号)	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する規則	72
(平成9年4月14日規則第6号)	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例	81
(平成20年3月4日条例第3号)	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の自己啓発等休業に関する規則	84
(平成20年3月4日規則第3号)	
9 費用弁償	
○ 砂川地区保健衛生組合の議会議員及び監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例	86
(昭和59年3月7日条例第1号)	
○ 組合の機関の要求により出頭及び旅行する者の費用弁償条例	88
(昭和53年3月8日条例第3号)	

10 給 料	
○ 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例 (昭和53年3月8日条例第1号)	90
○ 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則 (昭和53年3月8日規則第1号)	128
○ 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の 施行に関する規則 (平成18年3月28日規則第1号)	148
○ 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の 施行に関する規則 (平成27年3月31日規則第3号)	152
○ 砂川地区保健衛生組合派遣職員の給与に関する条例 (平成14年2月28日条例第2号)	154
○ 砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例 (令和2年3月5日条例第1号)	155
11 諸手当	
○ 砂川地区保健衛生組合通勤手当支給規則 (昭和53年3月8日規則第2号)	165
12 旅 費	
○ 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例 (昭和53年3月3日条例第2号)	170
○ 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する規則 (昭和53年3月8日規則第3号)	175
13 公務災害補償	
○ 砂川地区保健衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災 害補償費等に関する条例 (昭和53年3月8日条例第5号)	178
14 予算・会計・契約	
○ 砂川地区保健衛生組合会計規則 準用 砂川市規則 (昭和47年8月29日規則第4号)	182
○ 砂川地区保健衛生組合公金収納事務委託規程 (平成7年3月30日訓令第2号)	183
○ 砂川地区保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 又は処分に関する条例 (昭和47年8月29日条例第8号)	184
○ 砂川地区保健衛生組合長期継続契約を締結することができる契 約を定める条例 準用 砂川市規則 (平成26年3月4日条例第1号)	184

○ 砂川地区保健衛生組合契約規則	186
準用 砂川市規則 (昭和50年12月17日規則第2号)	
○ 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	187
準用 砂川市条例 (平成4年10月6日条例第5号)	
15 火葬場	
○ 砂川地区保健衛生組合火葬場条例	188
(平成7年3月1日条例第3号)	
○ 砂川地区保健衛生組合火葬場条例施行規則	191
(平成7年3月30日訓令第1号)	
○ 砂川地区保健衛生組合火葬場内動物炉取扱要綱	197
(平成7年4月1日施行)	
16 廃棄物処理施設	
○ 砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例	199
(平成14年9月3日条例第5号)	
○ 砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則	203
(平成14年9月3日規則第4号)	

【 1 】

組 合 設 立

砂川地区保健衛生組合規約

〔昭和43年10月22日〕
〔地方第1518号指令〕

改正 昭和47年4月13日 地方 630号指令
昭和48年3月31日 空振興第 103号指令
昭和50年2月2日 空振興第 28号指令
昭和54年10月16日 空振興第 297号指令
昭和55年4月1日 空振興第 121号指令
昭和60年4月8日 空振興第 92号指令
昭和63年2月6日 空振興第 3678号指令
平成4年6月23日 空振興第 349号指令
平成5年7月21日 空振興第 949号指令
平成11年4月1日 空振興第 30号指令
平成13年10月10日 空振興第 1224号指令
平成14年12月1日
平成19年1月23日 空地政策 4217号指令
平成22年2月2日 空地政策 5211号指令
平成24年10月10日 空地政策 2660号指令

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の規定に基づくごみ処理施設（最終処分場を除く。以下同じ。）の設置及び管理運営に関する事務並びに墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定に基づく火葬場施設の設置及び管理運営に関する事務を共同で処理することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、砂川地区保健衛生組合という。

(組合を組織する地方公共団体)

第3条 この組合は、砂川市及び奈井江町、浦臼町、歌志内市、上砂川町（以下「組合市町」という。）をもつて組織する。

(組合の共同処理する事務)

第4条 この組合の共同処理する事務及びその組合市町は、次のとおりとする。

共同処理する事務	構 成 団 体
火葬場施設に関する事務	砂川市、歌志内市、上砂川町
ごみ処理施設に関する事務	砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町、浦臼町

2 火葬場施設に関する事務は、次のとおりとする。

火葬場施設の設置、維持管理に関すること。

3 ごみ処理施設に関する事務は、次のとおりとする。

ごみ処理施設の建設、維持管理（焼却処分を除く。）及びその他ごみ処理に関すること。

(組合事務所の位置)

第5条 この組合の事務所は、砂川市西8条北22丁目127番地6に置く。

第2章 組合の議会

(組合議会の組織及び議員の選挙)

第6条 この組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は10人とする。

2 組合議員は、組合市町の長並びに組合市町の議会議員の中から当該議会において選出した者とし、その定数区分は、次のとおりとする。

砂川市 2人 奈井江町 2人 浦臼町 2人 歌志内市 2人 上砂川町 2人

3 第9条第2項の規定により市町長が組合議員でなくなった場合は、その市町の議会の議員をもって組合議員とする。

4 組合議員が欠けた場合は、当該市町において直ちに組合議員を選出しなければならない。

(議長および副議長)

第7条 組合議会は組合議員のうちから、議長および副議長各1名を選挙しなければならない。

2 議長および副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、組合市町長または組合市町の議会議員の任期による。

2 組合議員である市町長が第9条第1項の規定による組合長に選ばれたときは組合議員の職を失う。

第8条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第287条の2第1項の規定による議決の特例は、次のとおりとする。

(1) 議決対象事項が、組合市町の一部のみにかかわるときは、当該市町から選出される議員の過半数の賛成を含む全議員の過半数により議決する。

(2) その他特別の必要に基づき組合の議会の指定した事項の議決方法の特例は、組合議会の定めるところによる。

第3章 組合の執行機関

(組合長)

第9条 この組合の執行機関として組合長をおく。

2 組合長は、組合の議会において組合市町長のうちから選挙する。

3 組合長の任期は、組合市町長の任期による。

(副組合長)

第10条 この組合の執行機関の補助機関として、副組合長をおく。

2 副組合長は、組合市町の副市町長のうちから、組合長が組合議会の同意を得てこれを選任する。

3 副組合長は、組合市町の副市町長の任期による。

(会計管理者)

第10条の2 この組合に、会計管理者1人をおく。

2 会計管理者は、組合長の属する関係市町の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(補助職員)

第11条 この組合に、必要な職員をおく。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第12条 この組合に監査委員2人をおく。

2 監査委員は、組合長が議会の同意を得て、識見を有する者および組合議員のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者は4年とし、組合議員のうちから選任された者は組合議員の任期による。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第13条 この組合の経費は、組合市町の分担金、補助金、交付金、使用料及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の分担方法又は分担割合は、次のとおりとする。

(1) 議会費に係る経費は、均等割とする。

(2) 総務費に係る経費は、人口割とする。

(3) 火葬場施設に係る経費

新築及び平常経費は、人口割とする。

(4) ごみ処理施設に係る経費

(ア) 建設に係る経費(公債費を含む。)

(単位：%)

項目	砂川市	歌志内市	上砂川町	奈井江町	浦臼町
均等割(10%)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
人口割(90%)	45.01	12.69	11.04	15.61	5.65

人口割については、平成12年国勢調査人口を基礎とし、各市町の負担割合は変更しない。

(イ) 維持管理に係る経費

項目	砂川市	歌志内市	上砂川町	奈井江町	浦臼町
均等割(10%)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
実績割(90%)	当該年度における各市町のごみの処理量に比例した割合				

3 前項により難しいときは、組合議会の議決を得て別に定める。

第5章 その他

(その他)

第14条 その他必要な事項は、組合議会の議決を得てこれを定める。

附 則 (昭和43年10月22日第1518号指令)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和47年4月13日第630号指令)

この改正は、北海道知事の許可のあった日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年3月31日第103号指令)

この変更は、北海道知事の許可のあった日から施行し、昭和47年度分の組合市町の分担金から適用する。

附 則 (昭和50年2月2日第28号指令)

この改正は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和54年10月16日第297号指令)

この改正は、北海道知事の許可のあった日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年4月1日第121号指令)

この改正は、北海道知事の許可のあった日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年4月8日第92号指令)

この改正は、北海道知事の許可のあった日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年2月6日第3678号指令)

この改正は、北海道知事の許可のあった日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年6月23日第349号指令)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成5年7月21日第949号指令)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日第30号指令)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成13年10月10日第1224号指令)

1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

2 平成14年度までの負担金に係る第13条第2項第5号の規定の適用については、同項(イ)中「当該年度における各市町のごみの処理量に比例した割合」とあるのは「中・北空知地域ごみ処理広域化基本計画で算出した平成14年度におけるごみ処理量に比例した割合」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成19年1月23日第4217号指令)

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月2日第5211号指令)

(施行期日)

1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間は、改正後の第4条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年10月1日第2660号指令)

(施行期日)

1 この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 し尿処理施設を廃止するまでの間は、改正後の第1条及び第4条並びに第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

砂川地区保健衛生組合の休日を定める条例

〔平成5年7月7日〕
〔条例第2号〕

改正 平成29年11月27日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条の2の規定に基づき、組合の休日に関し定めることを目的とする。

(組合の名称)

第2条 次に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものでない。

(期限の特例)

第3条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成5年9月1日から施行する。

附 則 （平成29年11月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

【 2 】

公 告 式

砂川地区保健衛生組合公告式条例

〔昭和43年11月28日〕
〔条例第5号〕

改正 昭和47年4月6日 条例第2号
昭和52年4月1日 条例第2号
昭和55年4月1日 条例第2号

第1条 この組合の条例、規則、規程及び告示等（以下「条例等」という。）は、次の場所に掲示してこれを行なうものとする。

砂川市役所前掲示場
奈井江町役場前掲示場
浦臼町役場前掲示場
歌志内市役所前掲示場
上砂川町役場前掲示場

第2条 条例等の公告は、番号および年月日ならびに公布する旨を記載して、組合長又は公布権者が、署名もしくは職印を押してしなければならない。

第3条 条例、規則、又は規程は、それぞれの条例、規則および規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和47年4月6日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 （昭和52年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 （昭和55年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

【 3 】

議 会 ・ 監 査

砂川地区保健衛生組合議会定例会条例

〔昭和43年11月28日〕
〔条例第1号〕

改正 昭和47年4月6日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、砂川地区保健衛生組合議会定例会（以下「定例会」という。）の回数を定めることを目的とする。

(定例会の回数)

第2条 定例会は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月6日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

砂川地区保健衛生組合議会定例会規則

〔昭和43年11月28日〕
規則第1号

改正 昭和47年4月6日 規則第1号
平成6年1月25日 規則第1号
平成14年9月11日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合議会定例会（以下「定例会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定例会招集月)

第2条 定例会は、毎年3月及び10月に、これを招集するものとする。ただし、都合により前月又は翌月に招集することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年4月6日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年1月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月11日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

砂川地区保健衛生組合議会会議及び傍聴規則

〔平成 27 年 3 月 3 日〕
〔規則 第 2 号〕

(目 的)

第 1 条 この規則は、砂川地区保健衛生組合議会の会議及び傍聴に関する事項を定めるものとする。

(会議に関する事項)

第 2 条 組合議会の会議に関する事項は、「砂川市議会会議規則（昭和48年議会規則第16号）」に定められている規定により行うものとする。

(傍聴に関する事項)

第 3 条 組合議会の議事の傍聴に関する事項は、「砂川市議会傍聴規則（平成 3 年議会規則第 2 号）」に定められている規定により行うものとする。

附 則

(施行月日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(砂川地区保健衛生組合議会会議規則の廃止)
- 2 砂川地区保健衛生組合議会会議規則（昭和43年規則第 1 号）」は、廃止する。

砂川地区保健衛生組合監査委員条例

〔昭和43年11月28日〕
〔条例第6号〕

改正 昭和47年4月6日 条例第2号
平成3年12月20日 条例第5号

(職務)

第1条 監査委員は、法令及びこの条例の定めるところによりその職務を行う。

(定例監査)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第199条第4項の規定による監査は、毎年6月に行う。

2 監査委員は、前項の監査を行うときは、あらかじめその日時を組合長に通知しなければならない。

(臨時監査)

第3条 監査委員は、法第199条第5項の規定により監査を行うときは、あらかじめその日時を組合長に通知しなければならない。

(請求又は要求による監査)

第4条 監査委員は、法第75条の規定による監査及び法第199条第6項の規定による監査の要求、並びに法第242条の規定による当該行為の制限に関する措置の要求があつた場合は、7日以内に監査に着手しなければならない。

(請願に対する措置)

第5条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、20日以内に措置しなければならない。

(組合以外の者に対する監査)

第6条 監査委員は、法第199条第7項の規定により、組合以外の者に対して監査を行なうときは、あらかじめその日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。

(例月出納検査)

第7条 法第235条の2第1項の規定による例月出納検査は、15日に行う。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りでない。

(決算、証書類等の審査)

第8条 法233条第2項の規定により決算及び証書類が審査に付されたときは、30日以内に意見をつけて組合長に回付しなければならない。

(監査結果の報告及び公示)

第9条 法第199条第9項の規定による報告及び公表並びに法第235条の2第3項による報告書は、監査又は検査にあつては20日以内にこれをしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

(公告及び公表)

第10条 監査委員の公告又は公表は砂川地区保健衛生組合公告式条例（昭和43年条例第5号）に定める公告又は公表の例による。

(委任規定)

第11条 この条例に規定するもののほか、監査の執行について必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から執行する。

附 則 （昭和47年4月6日条例第2号）

この条例は、公布の日から執行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 （平成3年12月20日条例第2号）

この条例は、公布の日から執行し、平成3年4月2日から適用する。

砂川地区保健衛生組合監査基準

〔令和2年3月19日〕
〔監査委員規程第1号〕

目次

- 第1章 一般基準（第1条—第6条）
- 第2章 実施基準（第7条—第12条）
- 第3章 報告基準（第13条—第17条）
- 附則

第1章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為）

第1条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、本組合の事務の管理、執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、組合長等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第2条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等は次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行する

ものとする。

(独立性、公正不偏の態度及び正当な注意)

第4条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、本組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、本組合の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 前項の監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(監査等の実施手続)

第9条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第10条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

- 2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第11条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員との連携)

第12条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

- 2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第13条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、組合長及び公平委員会に提出するものとする。

- 2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び組合長に提出するものとする。
- 4 監査委員は、決算審査を終了したときは、意見を組合長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第14条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
 - (2) 監査等の種類
 - (3) 監査等の対象
 - (4) 監査等の着眼点（評価項目）
 - (5) 監査等の実施内容
 - (6) 監査等の結果
- 2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
 - (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう

にし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するように努めるものとする。

(合議)

第15条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

監査又は検査にあつては20日以内にこれをしなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

(1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、組合長及び公平委員会に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第16条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第17条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

【 4 】

組 織 ・ 処 務

砂川地区保健衛生組合分担金徴収条例

〔昭和47年4月6日〕
条例第4号

改正 昭和54年12月18日 条例第6号
平成5年10月6日 条例第6号
平成21年3月6日 条例第1号
平成30年3月2日 条例第2号

(目的)

第1条 砂川地区保健衛生組合同規約（昭和43年10月23日地方第1518号指令以下「規約」という。）
第13条による組合市町の分担金の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組合経費の支弁方法)

第2条 分担金は、当該年度の運営に必要な額について、規約第13条第2項の規定に基づき徴収する。

2 規約第13条第2項に定める人口割は、各年の9月30日現在における住民基本台帳人口（外国人登録人口も含む。以下「人口」という。）を基礎として計算した額とする。

3 規約第13条第2項第3号の規定のうち火葬場施設の新築に係る経費は、平成5年7月31日現在の人口を基礎として、砂川市 61.55% 歌志内市 21.53% 上砂川町 16.92%とする。

(納期)

第3条 分担金は、当該月分を10日までに指定口座に納入する。

2 組合長において納期の変更を必要とする場合は、第1項の規定にかかわらず別に納期を定めることができる。

(決算に伴う分担金の精算)

第4条 当該年度分の決算額に剰余金が生じた場合は、その年度において精算する。

(その他)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和54年12月18日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年10月6日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成5年7月21日から適用する。

附 則 (平成21年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

組合長及び副組合長ともに事故又は欠けたときの職務代理者の指定に関する規則

〔 昭 和 58 年 3 月 22 日 〕
〔 規 則 第 1 号 〕

改正 平成19年3月30日規則第1号

（目 的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定に基づいて組合長及び副組合長ともに事故又は欠けたときに組合長の職務を代理する者の指定について定めることを目的とする。

（組合長、副組合長がともに事故あるとき、又は欠けたときの代理者）

第2条 組合長、副組合長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、事務局長がその職務を代理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成19年3月30日条規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合会計管理者の職務代理に関する規則

〔昭和50年5月9日〕
規則第1号

改正 昭和52年7月1日規則第14号
平成6年4月1日規則第18号
平成10年3月30日規則第12号
平成15年5月23日規則第2号
平成19年3月30日規則第2号

(趣 旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第170条第5項及び同条第6項の規定より会計管理者に事故があるとき、又は会計管理者が欠けたときその職務を代理すべき者について定めるものとする。

(会計管理者の職務代理者)

第2条 法第170条第5項の規定によりその事務をを代理すべき職員は次の者とする。

会計課長

第3条 法第170条第6項の規定により、前条の職務を代理すべき職員に事故があるとき、又は欠けたときにおいて、その職務を代理すべき上席の出納員は次の者とする。

会計課に所属する出納員であつて会計管理者の指定する者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年6月24日より適用する。

附 則（昭和52年7月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第18号）

この規則は、平成6年4月1日より施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年5月23日規則第2号）

この規則は、平成15年5月20日より施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日より施行する。

砂川地区保健衛生組合事務局組織規程

〔平成14年1月11日〕
訓令第1号

改正 平成31年4月1日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、砂川地区保健衛生組合の事務局の組織及び事務執行について必要な事項を定めるものとする。

(職員の配置)

第2条 事務局に次の職員を置く。

(1) 事務局長

2 事務局に次の職員を置くことができる。

(1) 次長 室長 主幹 係長 主査 主事

(職務)

第3条 事務局長は、組合長の命を受けて事務を掌握し所属職員を指揮監督する。

2 次長又は室長は、事務局長が不在のときその職務を代理するとともに、上司の命を受けて分掌事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

3 主幹及び係長は、上司の命を受けて分掌事務の処理を行い所属職員を指揮する。

4 係員は、上司の命を受けて分掌事務に従事する。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、組合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成14年1月11日から施行する。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合事務決裁規程

〔平成6年1月13日〕
〔訓令第1号〕

改正 平成14年4月1日

平成19年3月31日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 組合の事務の決裁について別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「決裁」とは、組合長又は組合長の事務決裁の権限を委譲されたもの（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務処理について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 「代決」とは、決裁責任者が不在で決裁できないとき、当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (3) 「専決」とは、あらかじめ組合長の事務決裁の権限を委譲された者が、その権限に属する範囲内で、常時組合長に代って決裁することをいう。

(代決)

第3条 代決は、次の各号に定める場合に行う。ただし、異例、重要、新規及び予算の支出に属するものは代決することができない。

- (1) あらかじめ上司の承認を受けているもの
- (2) 法令の規定により執行するもの
- (3) 緊急に処理を要すると判断されるもの

2 前項に定める代決の順序は、次のとおりとする。

決裁責任者	決裁責任者が不在の場合の代決者	決裁責任者並びに左記の者の不在の場合の代決者
組合長	副組合長	
副組合長	事務局長	事務局次長
事務局長	事務局次長	事務局長の指定する主幹又は係長
事務局次長	主幹又は係長	

(代決後の処理)

第4条 代決した事案については、当該文書に「後閲」の表示をし、速やかに決裁責任者の閲覧に供しなければならない。ただし、軽易な事案にあつては、この限りでない。

(副組合長の専決)

第5条 副組合長は、次に掲げる事案以外の事案を専決することができる。

- (1) 組合運営に関する総合調整に関すること。
- (2) 重要施策の確立、変更及び実施に関すること。
- (3) 新たな事務及び事業計画に関すること。
- (4) 組合議会の招集及び提案事項に関すること。
- (5) 議会の権限に属する事項の専決処分に関すること。
- (6) 重要な請願及び陳情に関すること。
- (7) 不服の申立て及び訴訟に関すること。
- (8) 特別職、公職者の任免、進退及び賞罰に関すること。
- (9) 職員の任免、進退及び賞罰に関すること。
- (10) 条例及び規則の制定改廃に関すること。
- (11) 重要な訓令、告示及び指令に関すること。
- (12) 重要な許認可及び行政処分に関すること。
- (13) 予算の編成に関すること。
- (14) 典礼及び儀式に関すること。
- (15) 表彰及び褒賞の決定に関すること。
- (16) 重要な寄付の受理に関すること。
- (17) 重要な公有財産の取得、処分及び交換に関すること。
- (18) 損害の賠償に関すること。
- (19) 副組合長の出張命令及び復命に関すること。
- (20) 組合長交際費の支出負担行為の承認
- (21) 5,000万円以上の工事に係る予定価格の決定、工事施行の決定、工事請負契約締結の承認及び工事検査報告の承認
- (22) その他重要又は異例に属すもの

(事務局長及び次長の専決)

第6条 事務局長及び次長は、分掌する事務に係る別表に掲げる事項を専決することができる。

(専決の制限)

第7条 前条による専決のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 法令等の解釈上疑義のあるもの
- (2) 紛議若しくは論争のあるもの又は将来その原因となるおそれのあるもの
- (3) 先例となるもの
- (4) 異例又は重要若しくは新規に属し、上司の決裁が必要とされるもの

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 砂川地区保健衛生組合事務決裁規程（昭和47年訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

事務局長及び次長の専決事項

事務局長専決事項	次長専決事項
1 法令、条例、規則等に基づく許可、及び承認	1 係長以下職員の有給休暇、勤務の振替えによる休日及び私事旅行の承認
2 使用料、手数料及び延滞金の分納又は延納	2 時間外勤務の命令及び確認
3 副申を要する経由文書の進達	3 係長以下職員の道内出張命令及び復命
4 次長職の有給休暇、勤務日の振替による休日及び私事旅行の承認	4 副申を要しない経由文書の進達
5 未完結事件の報告	5 軽易な文書の照会及び回答
6 各種調査、報告、申請等の処理	6 軽易な各種調査、申請、報告等の処理
7 次長職の道内出張命令及び復命	7 公簿及び書類の閲覧及び文書の庁外持出し、謄写許可
8 報償費（一定の基準に定められていないもの）、旅費（次長の道内出張及び係長以下職員の道外出張）、費用弁償（旅行100万円未満の消耗品費及び印刷製本費、修繕料（700万円未満）、食糧費（配当予算3万円未満）、委託料（100万円以上700万円未満の工事委託及び100万円以上の既定の業務委託）、使用料及び賃借料（40万円以上500万円未満）、工事請負費130万円以上700万円未満）、備品購入費（50万円以上100万円未満）、団体負担金、貸付金（既定のもの）、扶助費（臨時的なもの）、補償補填金（100万円未満）、の支出負担行為承認	8 各種調査資料の収集及び統計
9 公印の調整、改刻及び廃止	9 分掌業務の記録
10 職務に専念する義務の免除	10 調停通知
11 時間外手当の予算配当	11 調定通知
12 職員研修計画及び実施	「報酬、共済費、賃金（短期的臨時、人夫使役）、報償費（一定の基準に定められているもの）」 「旅費（係長以下職員の道内出張）、費用弁償（会議）」
13 予算の編成及び経常的予算案の査定	30万円未満の消耗品費及び印刷製本費、燃料費（単価決定のもの）、食糧費（配当予算1万円未満）、光熱水費、修繕料（100万円未満）、委託料（100万円未満の工事委託及び既定の業務委託）、賄材料費、医薬材料費、用品、役務費及び賃借料（40万円未満）、工事請負費（130万円未満）、原材料費、電話債券の購入、備品購入費（50万円未満）、会議出席負担金、扶助費（既定のもの）償還金、公課費の支出負担行為承認、過誤納還付金の還付命令
14 一時借入金の借入及び資金計画	12 支出負担行為承認済みの支出命令
15 会計の資金運用	13 歳入歳出外又は基金に属する現金、有価証券の収入及び支出命令
	14 公印の管守
	15 文書の收受
	16 郵便物の取扱
	17 施設の管理
	18 被服の貸与及び身分、給与等証明
	19 臨時的任用職員の雇用及び配置
	20 職員の共済組合若しくは退職手当組合に対する届出又は報告
	21 人件費の支出負担行為承認及び支出命令

- | | |
|--|------------------------------|
| | 22 予算の配当及び執行計画
23 歳入の調定通知 |
|--|------------------------------|

砂川地区保健衛生組合事務分掌規則

〔平成14年3月26日〕
規則第2号

改正 平成30年3月2日規則第2号

(趣 旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合（以下「組合」という。）の事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 組合事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 文書事務に関する事。
- (2) 規約、条例、規則等の制定改廃及び公布に関する事。
- (3) 組合議会及び組合市町との連絡調整に関する事。
- (4) 組合議会提出議案に関する事。
- (5) 公印の管理に関する事。
- (6) 公有財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (7) 公平委員会に関する事。
- (8) 組合会計予算、決算その他財務に関する事。
- (9) 一時借入並びに起債の申請及び償還に関する事。
- (10) 職員の服務に関する事。
- (11) 職員の服務に関する事。給与及び出張に関する事。
- (12) 職員の公務災害に関する事。
- (13) 職員の共済組合及び退職手当組合に関する事。
- (14) 組合庶務に関する事。

事業係

- (1) 組合の事業全般の企画調整に関する事。
- (2) 火葬場の維持管理に関する事。
- (3) 火葬炉使用に伴う使用料の徴収及び調定に関する事。
- (4) 火葬場内動物炉の使用に伴う使用料の徴収及び調定に関する事。
- (5) 可燃ごみ、生ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等（以下「可燃ごみ等」という。）の処理計画並びに調製に関する事。
- (6) 可燃ごみ等の処理業務に関する事。
- (7) 可燃ごみ等の処理に伴う手数料の徴収に関する事。
- (8) 廃棄物運搬車に対する指導に関する事。
- (9) 廃棄物処理施設の建設工事に関する事。
- (10) 廃棄物処理施設の維持管理に関する事。
- (11) 廃棄物処理施設及び周辺の環境維持等に関する事。

- (12) 公用車の管理に関する事。
- (13) その他組合施設に関する事。

(事務の相互分担)

第3条 前条の規定にかかわらず、勤務の状態に応じ、各係は事務を相互に協力して処理にあたるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月2日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

砂川地区保健衛生組合公印規程

〔平成 14 年 4 月 1 日〕
〔訓 令 第 3 号〕

改正 平成19年 3 月 31 日 訓令第 1 号
平成25年 9 月 27 日 訓令第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 組合の公印の制式、管守及び使用については、別に定めるものを除き、この訓令の定めるところによる。

(公印の名称、使用区分等)

第 2 条 公印は、公印台帳に登録した印章とし、その名称、管守者、形状、寸法、個数及び使用区分は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第 3 条 事務局長は、公印台帳（様式 1）を備えなければならない。

- 2 前項の公印台帳に登録されていない公印は、使用することができない。
- 3 事務局長は、毎年 1 回以上管守者が保管する公印を公印台帳と照合しなければならない。

(公印の調製、改刻及び廃止)

第 4 条 新たに公印を調製し、又は第 6 条に定める事由により改刻若しくは廃止したときは、事務局長は公印台帳にこれを登録し、若しくは抹消しなければならない。この場合において登録した公印のうち、交付を要するものにあつては、直ちに管守者に交付しなければならない。

(公印台帳の閲覧)

第 5 条 公印台帳は、関係人の請求があつたときは、閲覧に供することができる。

(公印の事故等)

第 6 条 公印が損傷又は摩滅し、使用することができなくなったときは、管守者はその理由を付して事務局長に通知しなければならない。公印を紛失したときも同様とする。

- 2 前項の規定により不要となった公印は、事務局長に返還しなければならない。

(告示)

第 7 条 公印を調製し、又は改刻し、若しくは廃止したときは、組合長はこれを告示する。

(管守の方法)

第 8 条 公印は、常に所定の容器に収めて施錠する等嚴重に管守しなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印は、その押印すべき文書とともに当該決裁書類を提示し、看守者（不在の場合は管守者の指定する者）の承認を得なければ押印することができない。

2 公印を管守箇所以外に持ち出して使用する場合は、公印持出し使用簿（様式2）に記載し、管守者の承認を得なければならない。

3 公印を時間外において使用する場合は、時間外公印使用簿（様式3）に記入し、直後の勤務日に当該公印を使用した文書の決裁書類を、管守者に提出し、承認を得なければならない。

(公印の印影の印刷)

第10条 対外的に発送する文書で一定の内容のものを多数印刷する場合において、管守者が必要と認めたものは、公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

(電子計算組織による公印の印影の印刷)

第11条 電子計算組織（一定の処理手順に従い記録し、演算し、判断し、その他の事務を自動的に行う電子的機器の組織をいう。以下同じ。）を利用して証明等の事務を行う場合は、管守者が必要と認めたものは、電子計算組織に記録された公印の印影（縮小又は拡大したものを含む。以下「電子公印」という。）を証明書等に出力し印刷することにより、公印の押印に代えることができる。

2 電子公印の使用を廃止したときは、速やかに電子計算組織から電子公印の記録を消去しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成25年9月27日訓令第1号）

この訓令は、平成25年9月30日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の名称	管守者	形状	寸法	個数	使用区分
砂川地区保健衛生組合長之印	次長	正方形	21mm	1	公文書用
砂川地区保健衛生組合議会議長之印	次長	正方形	21mm	1	公文書用
砂川地区保健衛生組合組合長職務代理人之印	次長	正方形	21mm	1	公文書用
砂川地区保健衛生組合組合会計管理者之印	次長	正方形	21mm	1	公文書用

様式1

公 印 台 帳

			公印の名称	
			管 守 箇 所	
			登 録	
			交 付	
年月日	管守者	事 由	告 示	
			廃 止	
			返 還	
			廃 棄	
			その他の記事	

様式2

公 印 持 出 し 使 用 簿

次長（管守者）	係長	公印の種類	持出日時	前 月 日 午 時 分 後			
			返納日時	前 月 日 午 時 分 後			
提出先		使用者所属		交付者印		受領者印	
使用目的又は内容							

様式3

時 間 外 公 印 使 用 簿

使 用 者		公印の種 類	使用 年月 日	使 用 の 内 容			係	係長	次 長 (管守者)
所属 名	職氏名			文 書 番	文書件名	押印者			

【 5 】

公 平 委 員 会

砂川地区公平委員会規約

〔昭和47年6月26日〕
〔告示第23号〕

改正 平成2年3月17日 規約第1号

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4条の規定に基づき、次に掲げる市及び組合は共同して公平委員会を設置する。

砂川市
砂川地区広域消防組合
砂川地区保健衛生組合

(名称)

第2条 この公平委員会は、砂川地区公平委員会（以下「公平委員会」という。）という。

(委員)

第3条 公平委員会の委員は、非常勤とし砂川市長が砂川市議会の同意を得て選任する。委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他委員の身分取り扱いについては、砂川市の条例の定めるところによる。

(事務所および事務職員)

第4条 公平委員会の事務所は、砂川市西6条北3丁目1番1号砂川市役所内に置く。

2 公平委員会の事務職員は5人とし、砂川市職員をもつてあてる。

(経費)

第5条 公平委員会の設置及び運営に要するすべての経費は、その職員数に比例して、砂川市、砂川地区広域消防組合及び砂川地区保健衛生組合が負担する。

2 前項の職員数は砂川市長、砂川地区広域消防組合長及び砂川地区保健衛生組合長が協議して定める日現在の職員数とする。

3 第1項の経費のうち、それぞれの団体の単独の事件にかかる経費は、それぞれの団体において負担する。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるものを除くほか、公平委員会の運営に関し、必要な事項は公平委員会が定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月17日規約第1号)

この規約は、公布の日から施行し、平成元年12月4日から適用する。

【 6 】

定

数

砂川地区保健衛生組合職員定数条例

〔昭和43年11月28日〕
条例第2号

改正 昭和47年4月6日 条例第1号
平成30年3月2日 条例第2号
令和2年3月5日 条例第2号

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、組合長の事務局に常時勤務する者をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 組合長の事務部局の職員

事務局長 1人

事務主幹 1人

事務職員 4人

(2) 議会の事務局の職員

書記 1人

(3) 監査委員の事務局の職員

書記 1人

2 前項第1号第2号及び第3号の職員は、組合市町の一般職員のうちから各任命権者との協議により兼務することができる。

3 第1項第2号の職員は、組合長の事務部局の職員がこれを兼ねることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

2 砂川地区伝染病隔離病舎組合定数条例（昭和43年条例第2号）はこれを廃止する。

附 則 （平成30年3月2日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （令和2年3月5日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

【 7 】

分 限

砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例

〔昭和59年10月3日〕
条例第3号

改正 平成14年2月28日 条例第1号

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等について必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定 年)

第3条 職員の定年は年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 組合長は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生じるとき。
- (2) 当該職員に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
- (3) 当該職員を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるためその職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

- 2 組合長は、前項の期限又はこの規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めたときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 組合長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 組合長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。
- 5 前各項の規定を実施するため必要な手続は、組合長が別に定める。

(定年についての施策の調査等)

第5条 組合長は、職員の定年についての事務の適正な運営を確保するため、職員の定年についての制度の実施に係る施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和60年3月31日から昭和62年3月31日までの間における第3条の適用については、同項中「年齢60年」とあるのは、「年齢59年」とする。

3 第4条の規定は、地方公務員法の一部改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則(平成14年2月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合職員の早期退職募集制度に関する規程

〔平成30年1月15日〕
訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、早期退職募集（以下「募集」という。）による退職制度を設けることにより、職員の年齢別構成の適正化を図り、もって組織活力の維持及び公務の能率向上に寄与することを目的とする。

(制度に関する事項)

第2条 砂川地区保健衛生組合職員の早期退職募集制度に関する事項は、砂川市職員の早期退職募集制度に関する規程(平成26年訓令第5号)の規定を準用する。

附 則 (平成30年1月15日訓令第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年2月1日から施行する。
(砂川地区保健衛生組合職員の勸奨退職に関する規程の廃止)
- 2 砂川地区保健衛生組合職員の勸奨退職に関する規程(昭和60年訓令第1号)は、廃止する。

砂川地区保健衛生組合職員の再任用に関する条例

〔平成14年2月28日〕
〔条例第1号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。附則第2項において「改正法」という。）附則第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 25年以上勤続して退職した者であつて当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (2) 前号の規定により再任用をされたことがある者で任用を更新されることなく退職したもの

(任期の更新)

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

- 2 任命権者は、再任用の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以降における最初の3月31日以前でなければならない。

附 則 （平成14年2月28日）条例第1号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和16年4月2日から昭和18年4月1日までに生まれた者	61年
昭和18年4月2日から昭和20年4月1日までに生まれた者	62年
昭和20年4月2日から昭和22年4月1日までに生まれた者	63年
昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までに生まれた者	64年

(砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 3 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。
第5条を削り、第6条を第5条とする。
附則第4項を削る。

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正)

- 4 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条中「（以下「職員」という。）を」（地方自治法第252条の17の規定に基づき組合を組織する市町より派遣された職員を除く。以下「職員」という。）」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

(再任用職員の給料)

- 第2条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 第9条第1項中「職員」の次に「（再任用職員を除く。）」を加える。
- 第10条第2項第2号中「次に掲げる額」の次に「（再任用短時間勤務職員の通勤手当の月額は、それぞれ次に掲げる額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）」を加える。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の30」と、「100分の155」とあるのは「100分の80」と、「100分の165」とあるのは「100分の90」とする。
- 第20条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の50」とあるのは「100分の25」と「100分の45」とあるのは「100分の25」とする。
- 第22条第1項中「職員」の次に「（再任用職員を除く。）」を加える。
- 別表(第3条関係)を次のように改める。

別表(第3条関係)

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員 以外の職員	1	122,100	149,600	162,400	225,000	243,100	264,300	284,300	306,300	341,300
	2	125,500	154,900	170,300	233,300	252,300	273,500	293,800	316,600	353,700
	3	129,300	160,900	179,500	242,000	261,700	282,800	303,600	327,100	366,100
	4	133,200	167,000	189,000	251,100	270,500	292,100	313,700	337,800	378,200
	5	137,500	174,400	196,300	260,400	279,300	301,500	323,700	348,500	390,100
	6	141,900	181,400	203,800	269,100	288,200	311,100	333,900	359,200	402,000
	7	146,500	188,900	211,300	277,800	297,000	320,700	344,100	369,300	413,800
	8	151,800	195,000	219,500	286,300	305,700	330,300	354,100	379,100	425,800
	9	157,700	200,500	227,600	294,700	314,400	339,900	363,800	388,800	437,600
	10	163,800	206,000	235,600	302,900	322,900	349,400	373,300	398,400	448,700
	11	170,200	211,400	243,200	310,800	331,200	359,000	382,600	408,000	458,800
	12	174,800	216,400	249,900	318,300	338,900	368,400	391,600	417,600	468,500
	13	178,600	220,900	256,400	325,500	346,500	377,600	400,300	426,600	476,400
	14	181,800	225,400	262,800	332,500	353,800	386,600	407,400	434,700	483,100
	15	184,700	229,800	268,500	338,800	359,600	394,300	413,100	440,700	489,800
	16	187,500	234,100	274,100	344,500	364,500	400,000	418,000	446,600	494,400
	17	189,800	237,400	279,300	348,200	368,500	405,200	422,300	450,500	498,900
	18	191,900	240,500	284,500	351,600	371,900	408,700	426,000	454,400	503,200
	19	193,500	243,600	289,100	354,900	374,900	412,300	429,700	458,300	
	20	195,100	246,600	293,300	357,200	377,800	415,800	433,300	462,000	
	21	196,700	249,500	297,000	359,500	380,400	419,300	437,000	465,800	
	22	198,300	251,500	300,300	361,800	383,000	422,800	440,700		
	23	199,900		302,700	364,100	385,600	426,300			
	24	201,500		304,700	366,400	388,200	429,900			
	25	203,100		306,700	368,800	390,900				
	26	204,700		308,700	371,100	393,700				
	27	206,300		310,700	373,400					
	28	207,900		312,700	375,800					
	29	209,500		314,600						
	30	211,100		316,500						
	31			318,500						
	32			320,500						
	33			322,500						
	34			324,500						
	35			326,500						
再任用職員		153,400	191,900	221,500	259,600	277,500	302,000	319,500	—	—

#

【 8 】

服

務

砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

〔平成7年3月1日〕
〔条例第1号〕

改正	昭和63年3月3日	条例第1号	平成20年3月4日	条例第1号
	平成3年3月5日	条例第1号	平成21年11月30日	条例第4号
	平成5年7月7日	条例第3号	平成28年3月30日	条例第2号
	平成7年3月1日	条例第1号	平成29年3月3日	条例第1号
	平成14年2月28日	条例第5号	平成29年11月27日	条例第2号
	平成16年11月22日	条例第3号	令和2年3月5日	条例第3号

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務の内容」という。）に従い任命権者が定める。
- 3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定に係わらず、1週間について第1項に規定する勤務時間の5分の2から5分の4までの範囲内で任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。

ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につきこれを超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、育児短時間勤務職員については、4週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員である場合にあっては、前条第3項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、組合規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、組合長と協議して、組合規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

(週休日の振替等)

第5条 組合長は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、組合規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち組合規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として組合規則で定める勤務時間をいう。以下この条において同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 組合長は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

第7条 削除

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は組合長（労働基準法（昭和22年法律第49号）第8条第1号及び第13号に掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は次条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務そ

の他の宿日直勤務又は日直勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

- 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項にあげる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。
- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(時間外勤務代休時間)

第8条の2 任命権者は、諸給与条例第14条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、組合規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という）として、組合規則で定める期間内にある勤務日等（第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り当てられた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

- 2 前項の規定による時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第9条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても同様とする。

(休日の代休日)

第10条 組合長は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、組合規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、組合休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で組合規則で定める日数）
- (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの、その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で組合規則で定める日数
- (3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、砂川地区保健衛生組合以外の地方公共団体の職員、国家公務員及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関係を有する法人のうち組合長が特に認めるものに使用される者（以下この号において「地公労法適用職員等であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他組合規則で定める職員地公労法適用職員等としての在職期間及びその在任期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の組合規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で組合規則で定める日数

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、組合規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 組合長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第13条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(組合休暇)

第14条 組合休暇は、職員が次の各号に該当する場合で任命権者が業務遂行上特に支障がないと認めた場合における、無給の休暇とする。

- (1) 登録職員団体の適法な業務又は活動に従事する場合
- (2) 登録職員団体の加入する上部団体の適法な業務または活動に従事する場合

2 前項各号の組合休暇は、日又は時間を単位として与えるものとする。ただし、一の年につき30日を超えて与えることはできない。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、育児、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合として組合規則で定める場合における休暇とし、その期間については、組合規則で定める。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他組合規則で定める者で負傷、疾病、又は老齢により組合規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、組合規則に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号。以下この項において「給与条例」という。）第8条の規定により、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、第1項の介護時間について準用する。

(病気休暇、組合休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第17条 病気休暇、組合休暇、特別休暇（組合規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、組合規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(組合規則への委任)

第18条 第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、組合規則で定める。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第19条 非常勤職員「（再任用短時間勤務職員を除く。）」の勤務時間、休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらずその職務の性質等を考慮して、組合規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

附 則 (昭和63年3月3日条例第1号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月5日条例第1号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成5年9月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月1日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第3項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において1日につき7時間45分の勤務時間が割り振られている職員については同条第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割り振りは、それぞれ職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割り振りともみなす。
 - 3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第2条第3項又は第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割り振りは、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割り振りともみなす。
 - 4 前2項の規定が適用される職員について、旧条例に基づき定められている休暇時間については、新条例第6条の規定に基づく休暇時間ともみなす。
 - 5 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成7年における年次有給休暇の日数については、新条例第12条第1項の規定にかかわらず、旧条例第7条に規定する年次有給休暇の残日数とする。
 - 6 この条例の施行の際現に旧条例第7条の規定に基づき職員が請求している年次有給休暇の時季については、新条例第12条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。
 - 7 この条例の施行の際現に旧条例第8条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、新条例第17条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。
(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正)
 - 8 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第5条中「休日又は土曜日」を「日曜日、土曜日又は祝日法による休日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。）」に改める。
第8条を次のように改める。
- 第8条 職員が勤務しないときは、休日等（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び勤務時間条例第9条に規定す

る年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇（介護休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき正当な権限を有する者の承認があった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額減じて給与を支給する。

第15条中「休日」を「休日等」に改める。

第19条第5項中「休日及び指定金融機関の休日」を「日曜日、土曜日、祝日法による休日及び指定金融機関の休業日」に改める。

（砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 9 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和56年条例第1号）第9条」を「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第15条」に改める。

附 則 （平成14年2月28日条例第1号）

- 1 この条例は、平成14年年4月1日から施行する。（後略）
（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第16条の規定は、改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新条例第16条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。
- 3 旧条例第17条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新条例第16条第2項中「継続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

附 則 （平成16年11月22日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年3月4日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する

附 則 （平成21年11月30日条例第4号）

（施行期日）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。（後略）

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、平成29年1月1日（以下この項において「適用日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において「初日」という。）から起算して6月を経過していない者の当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に

関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、組合規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく適用日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る）、までの期間を指定するものとする。

附 則（平成29年11月27日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月5日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」を「砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

（砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正）

- 3 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例」を「砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。

砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則

〔平成7年3月30日〕
規則第2号

改正	平成9年3月21日	規則第1号	平成22年11月30日	規則第1号
	平成9年3月21日	規則第2号	平成23年2月7日	規則第1号
	平成15年3月28日	規則第2号	平成23年4月26日	規則第2号
	平成17年6月1日	規則第1号	平成24年6月29日	規則第1号
	平成18年5月1日	規則第2号	平成29年12月28日	規則第2号
	平成20年3月29日	規則第1号	令和2年3月5日	規則第1号
	平成21年1月29日	規則第1号		

砂川地区保健衛生組合職員の勤務条件に関する規則（昭和56年規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（勤務時間）

第2条 条例第3条第2項の規定に基づく職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、これにより難い場合には、組合長は、別に勤務時間を定めることができる。

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割り振の基準）

第3条 組合長は、条例第4条第2項本文及びただし書の定めるところにより従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割り振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に振り替えられる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

（週休日の振替等）

第4条 条例第5条の組合規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 条例第5条の組合規則で定める勤務時間は、3時間30分を下らず4時間15分を超えない時間（以下「半日勤務時間」という。）とする。

3 条例第5条の規定に基づき割り振りをやめることとなる半日勤務時間は、第1項に規定する期間内にある勤務日のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。

- 4 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割り振り変更（同条の規定に基づき、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第10条第1項に規定する勤務時間等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。
- 5 組合長は、週休日の振替又は半日勤務時間の割り振り変更を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(休憩時間)

第5条 職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までの60分とする。

- 2 任命権者は、前項の規定により難しい場合には、あらかじめ組合長の承認を得て、別に休憩時間を定めることができる。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第5条の2 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

- 2 任命権者は、条例第2条第3項に定める再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第5条の3 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ） 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、組合長が定める期間において組合長が定める時間及び月数

- (2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

- ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
 - イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間未満
 - ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間
 - エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月
- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処、その他重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。組合長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として組合長が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は組合長が定める。

(時間外代休時間の指定)

第6条 条例第8条の2第1項の組合規則で定める期間は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号。以下「諸給与条例」という。）第14条第2項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算とする2月後の日までの期間とする。

- 2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外代休時間（同項に規定する時間外代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における諸給与条例第14条第2項の適用を受ける時間（以下この項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 諸給与条例第14条第1項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 諸給与条例第14条第1項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (3) 諸給与条例第14条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

- 3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外代休時間を指定する場合にあつては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

(代休日の指定)

第7条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「休日」と総称する。）を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第8条の2第1項の規定により時間外代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

(年次休暇の日数)

第8条 条例第12条第1項第2号の組合規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とする。）

(1) 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である職員 20日にその者の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 1週間ごとの勤務日の日数が同一で勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員及び1週間ごとの勤務日の日数が同一でない職員 155時間に条例第2条第2項又は第3項の規定により任命権者が定める時間を条例第2条第1項に規定する時間で除して得た数を乗じて得た時簡数を、条例第3条第2項本文に規定する時間を1日として換算して得た日数とする。

2 条例第12条第1項第2号の組合規則で定める日数（以下この条に置いて「基本日数」という。）は、次の表の日数（条例第2条第2項に定める職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）及び条例第2条第3項に定める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、その者が1年度にわたり引き続き勤務するものとしてみなして前項の規定を適用した場合に得られる年次休暇の日数に、この規則の適用を受けることとなった日の属する月以降の当該年度の月数を12月で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

採用の月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇期間	18日	16日	15日	13日	11日	10日	8日	6日	5日	3日	1日

3 当該年において地方公営企業労働関係法適用職員等（条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となった者地方公営企業労働関係法適用職員等になった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた第1項に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

4 条例第12条第1項第3号の組合規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地方公営企業労働関係法適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。

5 条例第12条第1項第3号の組合規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第9条 条例第12条第2項の組合規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の残日数が20日を超える職員にあっては20日とする。

(年次有給休暇の単位)

第10条 年次有給休暇は、1日又は半日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間職員については1日、若しくは1時間を単位として与える。

2 時間を単位として与えた年次有給休暇は、7時間をもって1日に換算する。ただし、育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員については、年次有給休暇を取得しようとする勤務日に割り振られている勤務時間をもって1日に換算する。

3 年次有給休暇の日数計算は、暦年による。ただし、再任用短時間勤務職員に係る年次有給休暇の日数計算は年度（4月1日から翌年の3月31日まで）による。

(病気休暇)

第10条の2 条例第13条に規定する病気休暇の期間は、90日を超えない範囲内において最小限度必要と認める期間とする。ただし、結核性疾患、高血圧症、動脈硬化性心臓疾患又は悪性新生物による場合にあっては1年を超えない範囲で最小限度必要と認められる期間とする。

2 前項の病気休暇の期間については、病気休暇を取得後再び勤務し、当該勤務開始後1年以内に同一傷病により再び病気休暇を取得した場合、これらの日数と通算して計算するものとする。

(特別休暇)

第11条 条例第15条の組合規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 1日又は半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間

(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 1日又は半日若しくは1時間を単位として認められる期間

(3) 職員が骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 1日又は半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間

(4) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月

を経過する日までの期間内において 1日を単位とする5日の範囲内の期間

- (5) 妊産婦である女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第18条に規定する健康診査を、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から妊娠35週までは2週間に1回妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）を受けるとき 1時間を単位として必要と認められる期間
- (6) 母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が妊娠に伴うつわり等により勤務することが困難である場合 1日を単位として14日の範囲内の期間
- (7) 職員が出産する場合 出産予定日8週間前から8週間を経過する日までの期間
- (8) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該子を現に監護する者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を取得しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (9) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号について同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内において、3日の範囲内の期間（その往復所要日数を加える。）
- (10) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められたとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (11) 職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ次に掲げる1日を単位とする連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間。ただし、職員と生計を一にする姻族の場合は血族に準ずるものとする。

	血族の場合	姻族の場合
(イ)父 母	7日以内（養父母又は事実上養父母と同様の事情に有る者を含む。）	5日以内
(ロ)祖父母	5日以内	1日以内

- | | | | |
|-------------|-------|--------------------------------|-------------------|
| (ハ)配偶者 | 10日以内 | (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に有る者を含む。) | |
| (ニ)子 | 5日以内 | | 1日以内 |
| (ホ)兄弟姉妹 | 5日以内 | | 2日以内 |
| (ヘ)孫 | 2日以内 | | |
| (ト)伯叔父母、甥、姪 | 2日以内 | | 1日以内
(甥、姪は除く。) |
- (12) 職員が配偶者及び一親族等の血族の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間(その往復所要日数を加える。)
- (13) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて、1日を単位とする原則として連続する3日の範囲内の期間
- (14) 女性職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合 1日を単位として3日の範囲内の期間
- (15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
- (イ) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員が損復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
- (ロ) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき
- (16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (18) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
- (イ) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- (ロ) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって組合長が定めるものにおける活動
- (ハ) イ及びロに掲げる活動にほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を支援する活動
- (19) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2

人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(20) 条例第16条第1項に規定する要介護者(以下この号において「要介護者」という。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内の期間

(21) 前各号に定めるもののほか、任命権者が特に認める場合 1日又は半日若しくは1時間を単位として必要と認められる期間

2 承認を与える特別休暇(第4号及び第12号を除く。)の期間中に週休日、休日及び代休日が含まれている場合は、これを含めて計算する。

3 再任用職員の特別休暇は、第1項第1号、第2号、第3号、第9号、第10号、第11号、第13号、第15号、第16号、第17号及び第19号の規定による。

4 再任用短時間勤務職員の特別休暇は、第1項第1号、第2号、第3号、第9号、第10号、第14号、第15号、第16号、第17号及び第19号の規定による。ただし、第11号に規定する特別休暇の日数については、第8条第1項に規定する方法により算出した日数とする。

5 1時間を単位として取得した休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 7時間

(2) 育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(1時間未満の端数があるときはこれを切り捨てた時間)

(介護休暇)

第12条 条例第16条第1項の組合規則で定める者は、次に掲げる者(第2号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者(届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者

(ア) 父母の配偶者

(イ) 配偶者の父母の配偶者

(ウ) 子の配偶者

(エ) 配偶者の子

2 条例第16条第1項の組合規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 条例第16条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間(第7項において「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。

- 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第16条ただし書の規定により介護休暇を承認することができない場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第12条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第12条の3 介護時間の単位は、30分とする。

- 2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第16条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第13条 条例第16条の組合規則で定める特別休暇は、第11条第5号の休暇とする。

第14条 組合長は、病気休暇又は特別休暇(前条に規定するものを除く。第16条第1項において同じ。)の請求について、条例第13条に定める場合又は第11条各号に掲げる場合に該当するときはこれを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

(組合休暇の承認)

第15条 組合長は、組合休暇の請求について、条例第14条第1項に定める場合に該当すると認めるとこれを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りではない。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第16条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第16条第1項又は第16条の2第1

項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇、病気休暇、特別休暇の請求等)

第17条 年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇処理簿、欠勤届、特別休暇申請書に記入して組合長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第11条第5号の申出は、あらかじめ特別休暇申請書及び休暇処理簿に記入して組合長に対して行わなければならない。また、産後休暇に該当することとなった女子職員は、その旨を速やかに組合長に届け出るものとする。

(組合休暇の請求)

第18条 組合休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに組合休暇申請書に記入して組合長に請求しなければならない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第19条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇申請書又は介護時間申請書に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合には、任命権者が認める期間）について一括して請求しなければならない。

(休暇承認の決定等)

第20条 第17条第1項、第18条又は前条第1項の請求があった場合においては、組合長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、組合休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

3 年次有給休暇又は特別休暇を受け、私事のため市外に旅行しようとするときは私事旅行願を休暇処理簿に添付して願い出なければならない。

附 則

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(特別休暇の特例)

- 2 平成23年12月31日までの間に限り、第11条第1項第18号中「5日」とあるのは「5日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内及び東日本大震災の被災者を受け入れている区域内において、イに掲げる活動を行う場合にあっては、7日）」と、第14条中「第11条各号」とあるのは「第11条各号（附則第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附 則 （平成9年3月21日）規則第1号
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年3月21日）規則第2号
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成15年3月28日）規則第1号
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年6月1日）規則第1号
この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 （平成18年5月1日）規則第2号
この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月29日）規則第1号
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成21年1月29日）規則第1号
この規則は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 （平成22年11月30日）規則第2号
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前日に取得された改正前の第11条第1項第19号の休暇については、改正後の第11条第1項第19号の休暇として取得されたものとみなす。

附 則 （平成23年2月7日）規則第1号
この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 （平成23年4月26日）規則第2号
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年6月29日）規則第1号
この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 （平成29年12月28日）規則第2号
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

(平成29年改正条例附則第3項の規定による指定期間の指定)

- 2 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第1号。以下「平成29年改正条例」という。）附則第3項に規定する職員の申出は、平成29年改正条例による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

- 3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、平成29年改正条例附則

第3項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

- 4 平成29年改正条例附則第3項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第2項の申出に基づき前項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第6項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。
- 5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
- 6 附則第3項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ平成29年1月1日（以下「施行日」という。）から附則第2項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は同項の申出に基づき附則第3項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第4項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり、改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第16条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、指定日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認することができないことが明らかでない日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

- 7 附則第2項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則 （令和2年3月5日）規則第1号

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 令和2年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第5条の3第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（令和2年4月以後の期間に限る。）」とする。

砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例

〔平成4年10月6日〕
〔条例第4号〕

改正	平成11年11月29日	条例第3号	平成29年3月3日	条例第1号
	平成14年2月28日	条例第5号	令和2年3月5日	条例第1号
	平成18年3月1日	条例第1号		
	平成19年11月30日	条例第2号		
	平成20年3月4日	条例第2号		
	平成22年11月29日	条例第1号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第3号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び非常勤職員として再度任用されないことが明らかでない非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する

者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日
 - ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合
 - イ 当該子の1歳到達日後の期間について、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(最初の育児休業をした職員が特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることのできる期間)

第2条の4 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 死亡した場合
 - イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより、当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
 - ア 前号ア又はイに掲げる場合
 - イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
- (3) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる。
- (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、再度任用されることに伴い、当該再度任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

(育児休業に伴う任期付採用職員に係る任期の更新)

第6条 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号）第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）のうち、基準日前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員（会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間をを引き続き勤務したものとみなして、その職務復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日又はそのいずれかの日に昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

第9条 削除

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 砂川地区保健衛生組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合であっても育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより、当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児短時間勤務の承認が、第13条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子に

ついて既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

- (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児短時間勤務の勤務の形態)

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次項に掲げる職員に応じ、当該各号に定める勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。)とする。

2 砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる形態(勤務日を引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が15時間30分を超えないものに限る。)

- (1) 4週間ごとの期間につき8日間以上を週休日とし、当該機関につき1週間当たりの勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に定める勤務時間の2分の1、5分の3又は8分の5となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に定める勤務時間の2分の1、5分の3又は8分の5となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第14条 育児短時間勤務の期間中の職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(部分休業をすることができない職員)

第15条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

- 第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

- 第17条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第8条に規定する給与額を減額して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該非常勤職員に支給する報酬の額のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(部分休業の承認の取消事由)

- 第18条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成4年10月6日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年11月29日条例第2号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する

附 則 (平成14年2月28日条例第5号)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日前に改正法の規定による改正前の育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法の規定による改正後の育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事業には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。
- 5 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則 (平成14年11月19日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例(中略)は、平成15年4月1日から施行する。

(砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合の育児休業に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

附 則 (平成18年3月1日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日)条例第2号

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整に関する経過措置)

2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「新条例」という。)第8条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行の日(平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における、号俸の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号俸の調整については、なお従前の例による。

3 改正法の施行日において育児休業している職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における新条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは「100分の100以下(当該期間のうち、平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

附 則 (平成20年3月4日)条例第2号

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部改正)

2 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例(昭和52年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(育児短時間勤務職員の給料)

第2条の3 地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第10条に規定する職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額、第2条の規定により定められた正規の勤務時間に対する給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

第10条第2項第2号各号列記以外の部分を次のように改める。

前項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につきそれぞれ次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。ただし、再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、

その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

第14条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

第19条第2項中「給料」の次に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

第20条第2項中「給料」の次に「（育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を加える。

附 則 （平成22年11月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成29年3月3日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。ただし、第1条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する特例）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第9条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、平成29年1月1日（以下この項において「適用日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において「初日」という。）から起算して6月を経過していない者の当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、組合規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく適用日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則 （令和元年3月5日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する規則

〔平成9年4月14日〕
規則第6号

改正 平成11年12月29日 規則第6号
平成19年11月30日 規則第3号
平成20年3月29日 規則第4号
平成22年11月30日 規則第2号
平成29年12月28日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、職員の育児休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（別記第1号様式）により、特別な事情がある場合を除き育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 前項の規定による請求の際法令第3条第5号に規定する子を養育するための計画を申し出ようとする職員は、育児休業等計画書（別記第1号の2様式）により行うものとする。

3 任命権者は、第1項の規定による承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業している職員が保有する職)

第4条 育児休業をしている職員は、育児休業の承認を受けたとき占めていた職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

(子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（別記第2号様式）により行うものとする。

3 第2条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第6条 育児休業の期間が満了したとき、効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(勤務等の届出)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、当該職員に辞令書により通知しなければならない。

- (1) 職員の育児休業を承認する場合
- (2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰する場合

(勤務した期間に相当する期間)

第7条の2 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業していた期間
- (2) 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則（昭和53年規則第1号）第14条第3項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号）第23条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間）

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第8条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書（別記第2号の2様式）により、育児短時間勤務を始めようとする日又は期間を延長使用とする日の1月前までに行うものとする。

2 第2条第3項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務の承認の取消事由等)

第9条 第5条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務の通知方法の準用)

第10条 第7条の規定は、育児短時間勤務に準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第11条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（別記第3号様式）により行うものとする。

2 第2条第3項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業の承認の取消事由等)

第12条 第5条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業の時間の確認)

第13条 所属長は、職員が部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間を部分休業時間確認表（別記第4号様式）により処理しなければならない。

(通知方法の準用)

第14条 第7条の規定は、部分休業の通知について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則 （平成11年12月29日規則第6号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 （平成19年11月30日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年3月29日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年11月30日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成29年12月28日規則第3号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

育児休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日	
様		所 属		_____			
		職 名		_____			
		氏 名		_____ 印			
次のとおり育児休業の承認・期間の延長を請求します。							
1 請求に係る子	氏 名	_____					
	続 柄	_____					
	生年月日	年	月	日			
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認		<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長				
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認		<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)				
3 請求期間	年	月	日	から	年	月	日まで
4 既に育児休業をした期間	年	月	日	から	年	月	日まで
	年	月	日	から	年	月	日まで
5 備 考							

(注) (1) この請求書(育児休業の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。

(2) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出生予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。

(3) 「5 備考」欄には、(ア) 請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかった職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ) 請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ) 請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

(4) 該当する□にはレ印を記入すること。

※任命権者記入欄

受 理 年 月 日	年 月 日			決 裁 年 月 日	年 月 日		
係	係 長	主 幹	次 長	局 長	副 組 合 長	組 合 長	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決 裁 欄							砂川地区保健衛生組合 組合長

別記第1号の2様式(第2条関係)

育児休業等計画書

(任命権者) _____ 様		請求年月日	年	月	日
		所 属	_____		
		職 名	_____		
		氏 名	_____ 印		
<p>砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例第3条第5号又は第11条第6号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について次のとおり提出します。</p> <p>なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。</p>					
1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務			
2 請求に係る子					
子の氏名	_____	生年月日	年	月	日
3 請求者の計画					
請求期間	年	月	日	から	年 月 日まで
再度の請求予定期間	年	月	日	から	年 月 日まで
4 備考					

- (注) (1) 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく)提出するものとする。
- (2) 「請求期間」欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- (3) 子の出生前に提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- (4) 変更の届出の場合は、1から3までの記載事項のうち変更する箇所のみ記入する。
- (5) 該当する□には✓印を記入すること。

※ 任命権者記入欄

受理年月日	年	月	日	決裁年月日	年	月	日
係	係長	主幹	次長	局長	副組合長	組合長	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決裁欄							砂川地区保健衛生組合 組合長

別記第2号様式(第5条関係)

養育状況変更届

年 月 日届出	
(任命権者)	_____様
	所 属 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____ 印
次のとおり 届け出ます。	育児休業 育児短時間勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので 部分休業
届出の事由	<input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子を養育しなくなった。 <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷・疾病 <input type="checkbox"/> 託児できるようになった。 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子と離縁した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子について民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。 <input type="checkbox"/> 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。 <input type="checkbox"/> その他 ()
届出の事由が発生した日	年 月 日

(注) 該当する□には✓印を記入すること。

※任命権者記入欄

受 理 年 月 日		年 月 日		決 裁 年 月 日		年 月 日	
係	係 長	主 幹	次 長	局 長	副 組 合 長	組 合 長	□承認 □不承認
決 裁 欄							砂川地区保健衛生組合 組合長

別記第2号の2様式(第8条関係)

育児短時間勤務承認請求書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日	
様		所属		_____			
次のとおり 育児短時間勤務の承認・期間の延長を		職名		_____			
請求します。		氏名		_____ 印			
1 請求に係る子	氏名	_____					
	続柄	_____					
	生年月日	年	月	日	_____		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長						
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)						
3 請求期間	年	月	日	から	年	月	日まで
4 勤務の形態	週 時間 分勤務		(育児休業法第10条第1項				
			<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務形態)				
勤務の日及び時間帯	月	(: ~ :)	火	(: ~ :)			
	水	(: ~ :)	木	(: ~ :)			
	金	(: ~ :)					
5 既に育児短時間勤務をした期間	年	月	日	から	年	月	日まで
	年	月	日	から	年	月	日まで
6 備考							

- (注) (1) この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- (2) 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- (3) 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
- (4) 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- (5) 該当する□には✓印を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年	月	日	決裁年月日	年	月	日
決裁欄	係	係長	主幹	次長	局長	副組合長	組合長
							<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認

別記第3号様式(第11条関係)

部分休業承認請求書

(任命権者)		請求年月日		年	月	日
様		所 属		_____		
		職 名		_____		
		氏 名		_____ 印		
次のとおり部分休業の承認を請求します。						
1 請求に係る子	氏 名	_____				
	続 柄	_____				
	生年月日	年	月	日	_____	
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間			
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分	～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> その他()	午前	時	分	～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前	時	分	～ 時 分
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> その他()	午前	時	分	～ 時 分
備 考	_____					

(注) (1) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しでも可)。

(2) 該当する口にはレ印を記入すること。

※任命権者記入欄

受 理 年 月 日	年 月 日			決 裁 年 月 日	年 月 日		
係	係 長	主 幹	次 長	局 長	副 組 合 長	組 合 長	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認
決 裁 欄							砂川地区保健衛生組合 組合長

別記第4号様式 (第13条関係)

部分休業時間確認表

年 月分		所 属	職 名	氏 名		
承認期間	期 間			時 間		
	年 月 日 から 年 月 日 から	□毎日 □その他()		午前 時 分～ 時 分 午前 時 分～ 時 分		
及び時間	期 間			時 間		
	年 月 日 から 年 月 日 から	□毎日 □その他()		午前 時 分～ 時 分 午前 時 分～ 時 分		
日付	部 分 休 業 時 間				時 間 数	備 考
	午 前		午 後			
1	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
2	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
3	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
4	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
5	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
6	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
7	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
8	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
9	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
10	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
11	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
12	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
13	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
14	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
15	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
16	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
17	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
18	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
19	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
20	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
21	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
22	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
23	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
24	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
25	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
26	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
27	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
28	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
29	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
30	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
31	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分まで	時間 分	
本人 確認印		所属長 確認印		合計時間	時間 分	備考

(注) 育児時間を除き記入して下さい。

砂川地区保健衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例

〔平成20年3月4日〕
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、在職期間が3年以上の職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等（第4条に規定する教育施設をいう。以下同じ。）課程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（規則で定める場合にあつては3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次の各号に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号のほか公務に関する能力の向上に資するため、高度な教育課程を実施する施設として、規則に定める教育施設

(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）とする。

(自己啓発等休業の承認の申請)

第6条 自己啓発等休業の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請しなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、規則に定めるところにより、自己啓発等休業の期間の延長の申請をすることができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめたこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席し、又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (3) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じていること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか前条各号に掲げる事実が発生した場合は、当該事実が発生した理由その他必要な事項を任命権者に報告しなければならない。

- 2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員と定期的に連絡を取るにより、履修状況や活動状況の把握に努めるものとする。

(職務復帰)

第10条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後における号俸の調整)

第11条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下の換算率により、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(委任)

第12条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合職員の自己啓発等休業に関する規則

〔平成20年3月4日〕
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、職員の自己啓発等休業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の期間の特例)

第2条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第3条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）により、自己啓発等休業を始めようとする日の1カ月前までに行うものとする。

2 任命権者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請の内容を確認するため必要と認める書類その他関係資料の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式 (第4条、第5条関係)

自己啓発等休業承認申請書

(任命権者)		申請年月日 年 月 日			
様		所 属			
		職 名			
		氏 名 ㊟			
下記のとおり 自己啓発等休業・期間の延長 について承認を申請します。					
1 請求の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業 (2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2及び4に記入)				
2 自己啓発等 休業の内容	大学等 における 修学	大学等名称 (所在地)	[]		
		課程(修学年限)			
		修学の期間			
	国際 貢献 活動	活 動 組 織			
		活動国・地域			
		活動 期間	国内訓練	年 月 日から	年 月 日
		活動国滞在	年 月 日から	年 月 日	
3 請求の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで				
既に自己 啓発等休 業をして いる期間	年 月 日から 年 月 日まで				
5 備 考					

備考 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等における修学又は国際貢献活動の内容と期間
- (2) (1)の内容に関する照会先

2 「修学の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。

3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」「シニア海外ボランティア」等を記入する。

4 「国内訓練」欄には、派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。

5 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発の内容(大学等における修学又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる次項を記入する。

6 該当する□にはレ印を記入すること。

【 9 】

費 用 弁 償

砂川地区保健衛生組合の議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例

〔昭和59年3月7日〕
条例第1号

改正	平成元年3月20日	条例第1号	平成9年2月28日	条例第1号
	平成3年3月5日	条例第2号	平成13年3月2日	条例第1号
	平成4年3月10日	条例第1号	平成17年3月3日	条例第1号
	平成5年3月1日	条例第1号	平成20年11月19日	条例第5号
	平成7年3月1日	条例第2号		

砂川地区保健衛生組合非常勤特別職員の費用弁償に関する条例（昭和43年条例第4号）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条及び第203条の2の規定に基づき、組合の議会議員に対し支給する議員報酬及び監査委員に対し支給する報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬及び報酬）

第2条 組合の議会議員が職務に従事したときは議員報酬を、監査委員が職務に従事したときは報酬を支給する。

2 前項の規定により支給する議員報酬及び報酬の額は、1日につき6,800円とする。

（会議出席等の費用弁償）

第3条 組合の議会議員及び監査委員（以下「組合議員等」という。）が会議に出席し、又は職務に従事したときは、費用弁償として砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第2号。以下「旅費条例」という。）に定める旅費を支給する。ただし、公用車を使用し出席した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により支給する費用弁償は、鉄道運賃又はバス料金相当額とする。

（旅行による費用弁償）

第4条 組合議員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費条例別表第2（車賃を除く。）に規定する1級に区分する者に支給する旅費に相当する額を支給する。この場合において、旅費条例第10条ただし書の規定は適用しない。

（支給の方法等）

第5条 この条例に定めるもののほか費用弁償については、旅費条例の例による。

(適用除外)

第6条 組合議会議員のうち、市町長から選出される議員については、この条例を適用しない。

附 則

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月20日条例第1号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年3月5日条例第2号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月10日条例第1号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月1日条例第1号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月1日条例第2号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月28日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月2日条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月3日条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月19日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

組合の機関の要求により出頭及び旅行する者の費用弁償条例

〔昭和53年3月8日〕
条例第3号

改正 昭和54年7月3日 条例第2号
昭和56年3月10日 条例第4号
平成4年3月10日 条例第2号
平成12年3月3日 条例第1号
平成17年3月3日 条例第2号
平成19年11月30日 条例第3号

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条の規定により同条に規定する各条項の機関の招請により出頭した者（以下「公述人」という。）並びに本組合の各機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行する者（以下「公務補助者」という。）の費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(費用弁償の額及び支給方法)

- 第2条 公述人に対しては、費用弁償として砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第3号。以下「旅費条例」という。）に定める旅費を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、公述人が組合事務所所在地の区域外在住者であるときは、次の各号に定めるところにより、その費用を弁償する。
- (1) 宿泊を要する場合及び道外在住者の場合旅費条例別表第2に規定する2級に区分する者に支給する額
 - (2) 前号に規定するもの以外の場合 日額2,000円に旅費条例に規定する交通費に相当する額を加算した額
- 3 公務補助者に対しては、旅費条例別表第2に規定する2級に区分する者に支給する旅費に相当する額を費用弁償として支給する。この場合において、必要あるときは旅費条例第10条の規定にかかわらず、1日当を支給することができるものとする。
- 4 費用弁償の支給方法については、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(公務補助者の支給特例)

第3条 公務補助者が旅行する場合において、その者の所属に係る団体又は機関から費用弁償又は旅費を支給されるときは、前条の規定を適用しない。ただし、その属する団体又は機関から支給される額がこの条例の規定により支給する額より少ないときは、その差額について支給することができる。

(必要な経費の支弁)

第4条 前2条に定めるもののほか、必要な経費はその実費を弁償する。

(組合長への委任)

第5条 この条例の施行について必要なことは、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月3日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年3月10日条例第4号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月10日条例第2号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月3日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月3日条例第2号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

【 10 】

給 料

砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例

〔昭和53年3月8日
条例第1号〕

改正	昭和53年10月4日	条例第7号	平成12年11月27日	条例第3号
	昭和54年12月18日	条例第5号	平成13年11月30日	条例第1号
	昭和55年12月19日	条例第4号	平成14年11月19日	条例第5号
	昭和56年10月2日	条例第5号	平成15年11月27日	条例第1号
	昭和56年12月19日	条例第7号	平成16年3月5日	条例第1号
	昭和58年3月10日	条例第1号	平成16年9月10日	条例第2号
	昭和58年8月12日	条例第2号	平成16年11月22日	条例第4号
	昭和58年12月26日	条例第3号	平成17年11月25日	条例第3号
	昭和59年8月13日	条例第2号	平成18年3月1日	条例第1号
	昭和59年12月23日	条例第4号	平成19年3月1日	条例第1号
	昭和60年12月23日	条例第2号	平成19年11月30日	条例第4号
	昭和61年3月5日	条例第1号	平成21年5月25日	条例第2号
	昭和61年10月21日	条例第6号	平成21年11月30日	条例第3号
	昭和61年12月21日	条例第7号	平成22年11月29日	条例第2号
	昭和62年12月21日	条例第1号	平成23年11月24日	条例第1号
	昭和63年12月22日	条例第2号	平成25年6月17日	条例第2号
	平成元年12月21日	条例第3号	平成25年11月29日	条例第3号
	平成2年12月21日	条例第2号	平成26年11月28日	条例第3号
	平成3年12月20日	条例第6号	平成27年3月3日	条例第1号
	平成4年12月22日	条例第6号	平成28年3月4日	条例第1号
	平成5年12月8日	条例第7号	平成28年3月30日	条例第2号
	平成6年12月8日	条例第1号	平成28年11月30日	条例第3号
	平成7年12月8日	条例第5号	平成29年3月3日	条例第1号
	平成8年12月5日	条例第1号	平成29年11月27日	条例第3号
	平成9年6月30日	条例第4号	平成30年11月26日	条例第3号
	平成9年12月15日	条例第5号	令和元年11月25日	条例第3号
	平成10年12月4日	条例第1号	令和2年3月5日	条例第2号
	平成11年11月29日	条例第3号		

砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和47年条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与)

第1条の2 この条例で給与とは、給料及び諸手当をいう。

2 前項の諸手当とは、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当、管理職手当及び住居手当をいう。

(給与の支払)

第1条の3 給与は、別に特別の定めがある場合を除くほか、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から口座振替払いを希望する申出があったときは、その者の給与を口座振替の方法により支払うことができる。

2 給与の支払に際しては、法に定めるもののほか、職員から申出があったもののうち組合長が適当と認めるものをその給与から控除することができる。

(給料)

第2条 給料は、正規の勤務時間（砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬として、この条例の定めるところにより支給する。

(再任用職員の給料)

第2条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 法第28条の5第1項及び第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務職員の給料再任用職員の給料)

第2条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条に規定する職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第2条の規定により定められた正規の勤務時間に対する給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(給料表)

第3条 職員の給料は、別表第1に掲げる給料表に定めるところによる。

2 削除

(等級別基準職務表)

第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務

の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第2）に定めるところによる。

(昇給の基準)

第4条 職員の職務の級は、前条で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、初任給の基準に従い決定する。
- 3 前項の規定により号俸を決定する場合において他の職員との権衡上必要と認めるときは、前項の基準によらないことができる。
- 4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給号俸数を4号俸とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員の第4項の規定による昇給は、その者の勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

(支給の方法)

- 第5条 給料の計算期間は月の1日から末日までとし、1給与期間につき給料月額をその月の21日に支給する。ただし、支給の定日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、順次これを繰り上げる。
- 2 組合長は特別の事情があると認めるときは、前項の支給日を変更することができる。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日までの給料を、死亡したときはその月分までの給料を支給する。

第7条 削除

(給与の減額)

第8条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間又は休日等（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全

部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日)をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第11条に規定する休暇(組合休暇及び介護休暇を除く。)による場合その他その勤務しないことにつき正当な権限を有する者の承認があつた場合を除き、その勤務しない時間1時間につき第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減じて支給する。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員(再任用職員を除く。)に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 終身労務に服することができないと認められる者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数に乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具(組合の所有に属するものを除く。)を使用することを常例とする職員(前号の規定に該当する職員及び自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)
- (3) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自動車等を一定の条件のもとで使用することを常例とする職員(前各号の規定に該当する職員を除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利用するものと

して当該運賃等を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000 円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200 円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100 円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000 円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900 円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800 円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700 円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600 円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400 円
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200 円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000 円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800 円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600 円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮し、前2号に定める額の合算した額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- 3 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別に定める事由が生じた場合には、当該職員に支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

(特殊勤務手当)

第11条 職員が著しく危険を伴う勤務、著しく健康に有害な影響を及ぼす勤務、過度の疲労若しくは不快を伴う勤務又は特別な技術を必要とする特殊な勤務に従事した場合及び勤務の環境が

極端に不便を伴う等の場合において、その特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

第12条 削除

第13条 削除

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第15条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 正規の勤務時間外の勤務であっても出張中の勤務については、これを支給しない。ただし、日当を支給しない場合は、この限りでない。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち組合規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する組合規則で定める場合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給しない。ただし、育児短時間勤務職員が第1項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする。

(休日勤務手当)

第15条 休日勤務手当は、職員が休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合に、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額に相当する金額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時外に勤務しても休日勤務手当を支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第16条 第8条、第14条及び第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た数から、休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額とする。

第17条 削除

(寒冷地手当)

第18条 寒冷地手当の額は、11月から翌年3月までの月の初日（以下、「基準日」という。）に在職する職員（再任用職員を除く。）に対して支給する。

2 寒冷地手当の月額は、基準日における職員の世帯区分に応じ、次に掲げる額とする。

区 分		月 額
世帯主である職員	扶養親族がある職員	23,360 円
	扶養親族のない職員	13,060 円
その他の職員	前記以外の職員	8,800 円

3 寒冷地手当は、11月から翌年3月までの基準日の属する月に、給料支給の例により支給する。

(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に組合長が定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額合計額（以下「期末手当基礎額」という。）に100分の130を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号の掲げる区分の応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員の期末手当の額は、基準日現在の給料月額に100分の72.5を乗じて得た額に、前項の表に定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

- 4 基準日以前6箇月以内の期間において国又は地方公共団体から引き続き職員となった場合においては、その期間内においてそれらの者として在職した期間は前項の期間に算入する。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が3級以上であるものについては、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職制上の段階、職務の級等を考慮して、別に組合長が定める職員の区分に応じて、100分の15を超えない範囲内で定める割合を乗じて得た額を加算した額を、第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 期末手当は、6月にあってはその月の給料支給の日に、12月にあっては、12月10日に支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日、祝日法による休日及び指定金融機関の休業日に当たる場合は、給料支給の方法の例による。

第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定によりその職を失った職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）でその離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第19条の3 組合長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する市民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。

- 3 前項の規定により文書を交付する場合において、当該一時差止処分を受けた者の所在が知れないときは、その内容を砂川地区保健衛生組合広告式条例（昭和43年条例第5号）第1条に規定する掲示場に掲示することをもってこれに代えることができる。この場合において、掲示を始めた日から起算して14日を経過した日に、文書が当該一時差止処分を受けた者に交付されたものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申立てることができる。
- 5 組合長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、組合長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 組合長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に組合長が定める。

(勤勉手当)

- 第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（別に組合長が定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在）において、前項の職員が現に受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、100分の95を乗じて得た額の総額の範囲内において任命権者が定める額とする。
 - 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の95」とあるのは100分の45とする。
 - 4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第20条第1項」と、同条第1項中「基準日から」と

あるのは「基準日（第20条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

- 5 第19条第4項及び第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第5項中「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「第20条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 6 勤勉手当の支給については、別に定めるもののほか期末手当支給の例による。

(管理職手当)

第21条 管理又は監督の地位にある職員に対して、その勤務の特殊性に応じて管理職手当を支給する。

- 2 前項の管理職手当の額及び支給を受ける職員の範囲並びにその支給方法は、別に組合長が定める。

(住居手当)

第22条 住居手当は、自ら居住するための住宅を所有し（以下この条において「住宅所有者」という。）又は住宅（貸間を含む。）を借り受け家賃を払っている（以下この条において「家賃等支払者」という。）職員（再任用職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額、住居所有者にあつては6,000円を、家賃等支払者にあつては、月額12,000円以上の家賃（使用料を含む。以下同じ）を支払っている職員には、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める月額（その額に100円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。
 - (1) 家賃等支払月額が12,000円以上23,000円未満の場合は、家賃等支払月額から12,000円を控除して得た額
 - (2) 家賃等支払月額が23,000円以上55,000円未満の場合は、家賃等支払月額から23,000円を控除して得た額に2分の1を乗じ、11,000円を加算して得た額
 - (3) 家賃等支払月額が55,000円以上の場合は、27,000円

(退職者の給与)

第23条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり地方公務員法（以下この条において「法」という。）第28条第2項第1号（心身の故障のため長期の休養を要する場合）に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障より法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して退職にされたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 4 職員が法第28条第2項第2号（刑事事件に関し起訴された場合）に掲げる事由に該当して休

職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、別に定めがない限り前5項に定める給与を除き、いかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、又は死亡したときは、第19条第5項に規定する日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に組合長が定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第19条の2及び第19条の3の規定を準用する。この場合において、第19条の2中「前条第1項」とあるのは「第23条第6項」と読み替えるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第24条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(規則委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第19条第2項及び第20条第2項の規定にかかわらず、平成16年12月1日から平成17年12月1日までの間に限り、期末手当及び勤勉手当の額は、これらの規定による額に100分の93を乗じて得た額とする。
- 3 平成19年12月1日から平成22年3月31日における職員の期末手当及び勤勉手当の額は、第19条第2項及び第20条第2項の規定による額に100分の94を乗じて得た額とする。ただし、第19条第5項の規定に該当する職員以外の職員については、100分の95を乗じて得た額とする。
- 4 平成20年1月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における職員の給料月額、第3条に定める給料表により決定された額に100分の98を乗じて得た額とする。ただし、特例期間において離職する職員の当該離職の日における給料月額は、乗じる前の額とする。
- 5 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第19条第2項及び同条第3項並びに第20条第2項及び同条第3項の規定の適用については、第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第20条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。
- 6 平成22年12月1日から平成31年3月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）における職員（第3条に定める給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者であってその号棒がその職務の級における最低号棒でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）の給料月額は、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、第3条に定める給料表により決定された額に100分の98.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号棒の給料月額に達しない場合にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号棒の給料月額を減じた額）とする。ただし、特例期間のうち平成27年4月1日から平成31年3月31日までの期間においては、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成18年条例第1号）附則第5項及び砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成27年条例第号）附則第2項の規定による給料の切替えに伴う経過措置の適用を受けていない特定職員の給料月額及び特例期間内に離職する職員の当該離職日における給料月額は、乗じる前の額とする。
- 7 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成18年条例第1号）附則第5項の規定による給料の切替えに伴う経過措置の適用を受けている職員の平成22年12月以降の給料月額は、同項の適用後の給料月額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、前項の適用を受ける職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。
- 8 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成18年条例第1号）附則第5項の規定による給料の切替えに伴う経過措置の適用を受けている職員の平成23年12月以降の給料月額は、同項の適用後の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、附則第6項の適用を受ける職員にあっては、

当該額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

- 9 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下この項において「特例期間」という。）における職員の給料月額、第3条に定める給料表により決定された額に当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれに定める割合を乗じて得た額とする。ただし、特例期間において離職する職員の当該離職の日における給料月額は、乗じる前の額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	96/100
	3級から4級まで	93/100
	5級から6級まで	91.5/100
	7級	90/100

- 10 平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の額は、前項の規定にかかわらず、第19条第2項及び第20条第2項の規定による額に100分の96.44を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和53年10月4日条例第7号）

- この条例は、昭和53年9月27日第85臨時国会に法案の提出があった国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」施行の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 改正前の条例の規定に基づいて、昭和53年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （昭和54年12月18日条例第5号）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。ただし、第3条第1項別表特1等級及び第22条第2項の規定は、昭和55年4月1日より適用する。
- 改正前の条例の規定に基づいて、昭和54年4月1日以後の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （昭和55年12月19日条例第4号）

- この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。
- 改正後の条例第18条第1項の規定による基準額（給与月額と扶養手当の月額の合計額の100分の30の額に、同条同項の表に掲げる定額の額を加算した額）が従前の定率の割合に乗じて得た額に、従前の定額の額を加算した額（以下「旧基準額」という。）に達しないこととなるときは、当分の間旧基準額をもって基準額とする。
- 改正後の条例第18条第2項の適用を受ける職員の寒冷地手当の額は、当分の間改正前の規定による額を支給する。
- 改正前の条例の規定に基づいて、昭和55年4月1日以後の分として、職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （昭和56年10月2日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和56年12月19日条例第7号）

- この条例は、公布の日から起算して10日以内において組合長が定める日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。ただし、期末手当及び勤勉手当については、改正後第3条第1項及び第

9条の規定にかかわらず、当分の間改正前の規定による額とする。条例第10条及び第2条の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

- 2 改正前の条例に基づいて、昭和56年4月1日以降の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (昭和58年3月10日条例第1号)

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、条例第18条の規定は昭和57年8月15日から適用する。

- 2 改正後の条例第18条の規定に基づいて、すでに職員に支払われた額は、改正後の条例の内払いとみなす。

附 則 (昭和58年8月12日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年8月1日から適用する。ただし、第19条第4項の規定は、昭和58年8月15日から施行する。

附 則 (昭和58年12月26日条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。ただし、第22条第2項中住宅所有者に関する改正規定は、昭和59年1月1日から家賃等支払者に関する規定は、昭和59年4月1日から施行する。

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和58年4月1日以降の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例による給与の内払いとみなす。

附 則 (昭和59年8月13日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年8月15日から適用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和59年4月1日以降の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (昭和60年12月23日条例第2号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和60年7月1日から適用する。ただし、改正後の条例第4条第7項は、昭和60年4月1日から適用する。

- 2 改正前の条例の規定に基づいて、昭和60年7月1日以降の分として職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(職務の級への切替え)

- 3 昭和60年7月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であつて、同日においてその者が属していた職務の等級(以下「級等級」という。)が附則別表第1号に掲げられているものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え等)

- 4 前項の規定による切替日における職務の級を定められる職員(附則第6項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)に対応する附則別表第2の新号俸欄に定める号俸とする。

- 5 前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の条例第4条第4項又は第6項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において58歳に達していない職員のうち、旧号俸が

旧等級の最高の号俸であつて新号俸が職務の級の最高の号俸以外の号俸となる者については、その者の旧号俸を受けていた期間のうち12月を超える期間は、この限りではない。

(最高号俸を超える俸給月額の変更等)

- 6 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定めるところによる。

(切替期間における異動者の職務の級及び号俸等)

- 7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この条例による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号俸又は俸給月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

附則別表第1

給 料 表	旧 等 級	職 務 の 級	備 考
行 政 職 給 料 表	5 等 級	1 級	
	4 等 級	2 級	
	3 等 級	3 級	
	2 等 級	4 級	
		5 級	
	1 等 級	6 級	
		7 級	
特 1 等 級	8 級		

附則別表第2

旧 号 俸	行 政 職 給 料 表 (一)							
	新 号 俸							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		1						
		2	1					
		3	2					
1	1	4	3					
2	2	5	4	1	1	1	1	1
3	3	6	5	2	1	2	1	2
4	4	7	6	3	1	3	1	3
5	5	8	7	4	2	4	2	4
6	6	9	8	5	3	5	3	5
7	7	10	9	6	4	6	4	6
8	8	11	10	7	5	7	5	7
9	9	12	11	8	6	8	6	8
10	10	13	12	9	7	9	7	9
11	11	14	13	10	8	10	8	10
12	12	15	14	11	9	11	9	11
13	13	16	15	12	10	12	10	12
14	14	17	16	13	11	13	11	13
15	15	18	17	14	12	14	12	14
16	16	19	18	15	13	15	13	15
17	17	20	19	16	14	16	14	16
18	18	21	20	17	15	17	15	17
19	19	22	21	18	16	18	16	18
20	20		22	19	16	19	17	19
21	21		23	20	17	20	18	20
22	22		24	21	17	21	18	21
23	23		25	22	18	22	19	
24	24		26	23	19	23		
25	25		27	24	19	24		
26	26		28	25	20			
27	27		29	26	21			
28	28		30	27				
29	29			28				
30	30							
31								
32								

附 則 (昭和61年3月5日条例第1号)

この条例は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則 (昭和61年10月21日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 砂川地区保健衛生組合諸給与条例の特例に関する条例(昭和61年条例第4号)は、廃止する。

附 則 (昭和61年12月21日条例第7号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。ただし、第17条の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給される給与は、改正後の条例の規定による内払いとみなす。

附 則 (昭和62年12月21日条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第12条、第13条及び第22条中、住宅所有者に係る住居手当の規定は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例第22条の規定中、家賃等支払者に係る住居手当は、改正後の条例の規定による額が改正前の条例の規定による額より下回る額の場合は、昭和63年3月31日までは、改正前の条例による額を支給する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (昭和63年12月22日条例第3号)

- 1 この条例は、昭和63年7月19日第113回臨時国会に法案の提出があつた国家公務員の一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第9条第2項第2号及び第4号の規定は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与のうち払いとみなす。

附 則 (平成元年12月21日条例第3号)

- 1 この条例は、平成元年9月28日第116回臨時国会に法案の提出があつた、国家公務員の一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成2年12月21日条例第2号)

- 1 この条例は、国家公務員の一般職の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。ただし、改正後の第23条第1項の規定は、平成3年1月1日から施行する。
- 2 行政職給料表9級の欄については、平成3年4月1日から施行する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成3年12月20日条例第6号)

- 1 この条例は、国家公務員の一般職の給与等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から

施行し、平成3年4月1日から適用する。ただし、改正後の第9条第4項及び第17条の規定は平成4年4月1日から施行する。

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて給与は、改正後の条例による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成4年12月22日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第17条の規定は、平成5年1月1日から施行し、改正後の条例第12条の規定並びに第22条第2項中、住宅所有者にかかる住居手当の規定は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例第22条第2項の規定中、家賃支払者にかかる住居手当は、改正後の条例の規定による額が改正前の条例の規定による額より下回る場合は、平成5年3月31日までは、改正前による額を支給する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成5年12月8日条例第7号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例の規定は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成6年12月8日条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第14条第1項、第15条及び第16条の規定は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成7年12月8日条例第5号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成8年12月5日条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成9年6月30日条例4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成8年度の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「諸給与条例」という。）に規定する基準日（平成8年度は8月15日を、平成9年度以降は9月15日をいう。以下同じ。）に対応する指定日以前から引き続き在職する職員の寒冷地手当（その支給すべき事由の生じた日が平成12年度の基準日に対応する指定日以前であるものに限る。）については、改正後の諸給与条例第18条第2項の規定によるものとした場合の基準額（以下「改正後の基準額」という。）が、みなし

基準額（平成8年度の基準日（当該基準日の翌日から当該基準日に対応する指定日までの間に新たに職員となった者にあつては、職員となった日）における当該職員の給料月額と平成8年度の基準日におけるその者の扶養親族の数に応じて諸給与条例第9条第3項及び第4項の規定の例により算出した額との合計額（当該額が583,000円を超えるときは、583,000円とする。）に当該職員の改正前の諸給与条例第18条第1項に規定する割合を乗じて得た額と平成8年度基準日に対応する指定日における当該職員の世帯等の区分に応じて同項に規定する定額を合算した額（当該指定日の翌日から平成12年度の基準日に対応する指定日までの間に当該職員が改正後の基準額の異なる世帯区分に変更があった場合にあつては、組合長が定める額）をいう。）に達しないこととなる場合において、みなし基準額から改正後の基準額を減じた額が次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を超えるときは、改正後の給与条例第18条第2項の規定にかかわらず、みなし基準額から同表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額をもって当該職員に係る同項の基準額とする。

平成9年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	1万円
平成10年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	2万円
平成11年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	3万円
平成12年度の基準日から当該基準日に対応する指定日まで	5万円

（砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（昭和55年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「当分の間」を「平成9年3月31日までの間」に改める。

附 則 （平成9年12月15日条例第5号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第2項の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- この条例（第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （平成10年12月4日条例第1号）

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例（第1条、第1条の2、第1条の3、第2条、第19条、第19条の2、第19条の3、第20条、第23条、第24条及び第25条の改正規定を除く。）による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 （平成11年11月29日条例第4号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する
 - 第1条中砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第19条第2項の改正規定 平成11年12月1日
 - 第1条中砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例別表(第3条関係)の改正規定（職務の級が7級、8級及び9級に係る部分に限る。）並びに第2条の改正規定 平成12年4月2日
- 第1条の規定（前項第1号及び第2号に規定する改正規定を除く。）による改正後の砂川地区

保健衛生組合職員諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

- 3 平成11年12月の期末手当及び勤勉手当の額は、改正後の条例第19条第2項及び第20条第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。
- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成12年11月27日条例第3号）

- 1 この条例中、第9条の改正規定は平成12年4月1日から、第19条及び第20条の改正規定は平成12年12月1日から施行する。
- 2 改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成13年11月30日条例第1号）

- 1 この条例は、平成13年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、この条例に規定する手当のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第5条の2の規定に基づき、各年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この項において同じ。）において、当該各年度の3月1日（以下この項及び次項において「基準日」という。）に在職する職員に対し、基準日の属する月の第5条で定める日において、特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の額は、3,756円とする。ただし、基準日の属する年度の4月1日から基準日までの期間において給料を支給しないこととされていた期間（在職しなかった期間を含む。以下この項において「無給期間」という。）がある職員に係る特例一時金については、3,756円を超えない範囲内で無給期間を考慮して規則で定める。
- 4 職員に特例一時金が支給される間、第1条の2第2項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」とする。

附 則（平成14年11月19日条例第6号）

前附則（平成13年11月30日条例第1号）の第2項から第4項までを削り、附則第1項番号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条、次項及び第3項の規定は平成14年12月1日から、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は平成15年4月1日から施行する。
（平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成14年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合諸給与条例（以下この項及び次号において「改正後の給与条例」という。）第19条第2項及び第5項又は第23条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成14年12月1日（期末手当について改正後の給与条例第19条第1項後段又は第23条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この

号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して砂川地区保健衛生組合給与条例施行規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の給与条例の規定による給料月額並びに改正後の給与条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(施行日前に行われた時間外勤務に係る時間外勤務手当に関する経過措置)

3 施行日前に行われた時間外勤務に係る時間外勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、改正後の給与条例に基づいて積算した1時間当たりの額によるものとする。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

4 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合諸給与条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項中第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とし、同条第4項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

附 則 (平成15年11月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成15年12月1日から、第2条の規定は平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第19条第2項及び第5項または第23条第1項から第3項まで、第6項及び第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準日」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当及び通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数から同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間のある月の月数及び給料を支給されなかった期間(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第8条の規定により給与を減額された期間を除く。)のある月の月数を減じた月数を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

附 則 (平成16年3月5日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月10日条例第2号)

(施行期日)

- この条例は、平成16年9月15日から施行する。
(平成16年度に支給する寒冷地手当に関する特例措置)
- 平成16年9月15日に在職する職員の平成16年度における寒冷地であては、この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合諸給与条例(以下「新条例」という。)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。この場合において、寒冷地手当の支給額は、この条例による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第18条第2項の規定により世帯区分ごとに算定された額から30,000円を減じた額とする。
(経過措置)
- 平成16年9月15日から、平成17年度から平成20年度の新条例第18条第1項に規定する基準日に引き続き在職する職員に対して支給する当該年度における寒冷地手当の世帯区分及び月額額は、新条例第18条第2項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

当該年度	世 帯 区 分		月 額
平成17年度	世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	40,800円
		扶養親族が1人又は2人ある職員	35,360円
		扶養親族のない職員	18,620円
	その他の職員	前記以外の職員	10,340円
平成18年度	世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	36,800円
		扶養親族が1人又は2人ある職員	31,360円
		扶養親族のない職員	14,620円
	その他の職員	前記以外の職員	10,340円
平成19年度	世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	32,800円
		扶養親族が1人又は2人ある職員	27,360円
		扶養親族のない職員	14,580円
	その他の職員	前記以外の職員	10,340円
平成20年度	世帯主である職員	扶養親族が3人以上ある職員	28,800円
		扶養親族が1人又は2人ある職員	26,380円
		扶養親族のない職員	14,580円
	その他の職員	前記以外の職員	10,340円

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 第19条第2項及び第20条第2項の規定にかかわらず、平成16年12月1日から平成17年12月1日までの間に限り、期末手当及び勤勉手当の額は、これらの規定による額に100分の93を乗じて得た額とする。

附 則 (平成16年11月22日条例第4号)

改正

平成18年3月1日条例第1号

(施行期日)

この条例中第4条の改正規定は平成17年4月1日から、附則に1項を加える改正規定は平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月25日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

- 2 第1条の規定による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例別表の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の平成17年12月1日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、別に定める。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合諸給与条例第19条第2項及び第5項又は第23条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数から同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間のある月の月数及び給料を支給されなかった期間(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第8条の規定により給与を減額された期間を除く。)のある月の月数を減じた月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則 (平成18年3月1日条例第1号)

改正

平成25年11月29日条例第3号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行日(以下「施行日」という。)の前日においてその者の属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日において砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例(以下「給与条例」という。)の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額などの切替え)

- 4 施行日の前日において給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸又は給料月額は、規則で定める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同

日において受けていた給料月額に満たないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

年度	支給割合
平成26年度	2/3
平成27年度	1/3

- 6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の職員を除く。）について前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則に定めるところにより同項の規定に準じて給料を支給する。
- 7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第19条第5項（給与条例第20条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第19条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料月額と砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（平成18年条例第1号）附則第5項の規定による給料の額との合計額」とする。
（規則への委任）
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。
（砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 10 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成16年条例第5号）の一部を次のように改正する。
附則第2項を削る。
（砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正）
- 11 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に冠する条例（昭和52年条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表（第9条、第10条、第11条関係）の級区分の欄中「行政職4、5、6、7、8、9級職員」を「行政職3、4、5、6、7級職員」に改める。
（砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 12 前項の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
（砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 13 砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮する」を「号俸を調整する」に改め、同条第2項を削る。

附則別表第1

給料表	旧級	職務の級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級

附則別表第2

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		1				1	5	1	1	1
1	3月未満				1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	8	1	1	1	1
	12月以上				1	9	1	1	1	1
2	3月未満				1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満				2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満				3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満				4	12	1	1	1	1
	12月以上				5	13	1	1	1	1
3	3月未満				5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満				6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満				7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満				8	16	4	1	1	1
	12月以上				9	17	5	1	1	1
4	3月未満			1	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満			3	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満			4	12	20	8	4	1	1
	12月以上			5	13	21	9	5	1	1
5	3月未満	1	25	5	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	3	27	7	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	4	28	8	16	24	12	8	4	1
	12月以上	5	29	9	17	25	13	9	5	1

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例)

6	3月未満	5	29	9	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	6	30	10	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	7	31	11	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	8	32	12	20	28	16	12	8	4
	12月以上	9	33	13	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	9	33	13	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	10	34	14	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	11	35	15	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	12	36	16	24	32	20	16	12	8
	12月以上	13	37	16	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	13	37	17	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	14	38	18	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	15	39	29	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	16	40	20	28	36	24	20	16	12
	12月以上	17	41	21	29	37	25	21	17	13
9	3月未満	17	41	21	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	18	42	22	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	19	43	23	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	20	44	24	32	40	28	24	20	16
	12月以上	21	45	25	33	41	29	25	21	17
10	3月未満	21	45	25	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	22	46	26	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	23	47	27	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	24	48	28	36	44	32	28	24	20
	12月以上	25	49	29	37	45	33	29	25	21
11	3月未満	25	49	29	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満	26	50	30	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満	27	51	31	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満	28	52	32	40	48	36	32	28	24
	12月以上	29	53	33	41	49	37	33	29	25
12	3月未満	29	53	33	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未満	29	54	34	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未満	30	55	35	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未満	30	56	36	44	52	40	36	32	28
	12月以上	31	57	37	45	53	41	37	33	29
13	3月未満	31	57	37	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未満	31	58	38	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未満	32	59	39	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未満	32	60	40	48	56	44	40	36	32
	12月以上	33	61	41	49	57	45	41	37	33

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例)

14	3月未満	33	61	41	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未満	33	62	42	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未満	33	63	43	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未満	34	64	44	50	60	48	44	40	36
	12月以上	34	65	45	51	61	49	45	41	37
15	3月未満	34	65	45	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月未満	34	66	46	51	62	50	46	42	38
	6月以上9月未満	35	67	47	52	63	51	47	43	39
	9月以上12月未満	35	68	48	52	64	52	48	44	40
	12月以上	35	69	49	53	65	53	49	45	41
16	3月未満	35	69	49	53	65	53	49	45	41
	3月以上6月未満	36	70	50	54	66	54	50	46	42
	6月以上9月未満	36	71	51	55	67	55	51	47	43
	9月以上12月未満	36	72	52	56	68	56	52	48	44
	12月以上	37	73	53	57	69	57	53	49	45
17	3月未満	37	73	53	57	69	57	53	49	45
	3月以上6月未満	37	74	54	57	70	58	54	50	46
	6月以上9月未満	37	75	55	58	71	59	55	51	47
	9月以上12月未満	37	76	56	58	72	60	56	52	48
	12月以上	38	77	57	59	73	61	57	53	49
18	3月未満	38	77	57	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未満	38	78	58	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未満	38	79	59	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未満	38	80	60	60	76	64	60	56	52
	12月以上	39	81	61	61	77	65	61	57	53
19	3月未満	39	81	61	61	77	65	61	57	
	3月以上6月未満	39	82	62	61	78	66	62	58	
	6月以上9月未満	39	83	63	61	79	67	63	59	
	9月以上12月未満	39	84	64	62	80	68	64	60	
	12月以上	40	85	65	62	81	69	65	61	
20	3月未満		85	65	62	81	69	65	61	
	3月以上6月未満		86	66	62	82	70	66	62	
	6月以上9月未満		87	67	63	83	71	67	63	
	9月以上12月未満		88	68	63	84	72	68	64	
	12月以上		89	69	63	85	73	69	65	
21	3月未満		89	69	63	85	73	69	65	
	3月以上6月未満		90	70	64	86	74	70	66	
	6月以上9月未満		91	71	64	87	75	71	67	
	9月以上12月未満		92	72	64	88	76	72	68	
	12月以上		93	73	65	89	77	73	69	

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例)

22	3月未満		93	73	65	89	77	73		
	3月以上6月未満		93	74	65	90	78	74		
	6月以上9月未満		93	75	66	91	79	75		
	9月以上12月未満		93	76	66	92	80	76		
	12月以上		93	77	67	93	81	77		
23	3月未満			77	67	93	81			
	3月以上6月未満			78	67	94	82			
	6月以上9月未満			79	68	95	83			
	9月以上12月未満			80	68	96	84			
	12月以上			81	69	97	85			
24	3月未満			81	69	97	85			
	3月以上6月未満			82	70	98	86			
	6月以上9月未満			83	71	99	87			
	9月以上12月未満			84	72	100	88			
	12月以上			85	73	101	89			
25	3月未満			85	73	101				
	3月以上6月未満			86	73	102				
	6月以上9月未満			87	74	103				
	9月以上12月未満			88	74	104				
	12月以上			89	75	105				
26	3月未満			89	75	105				
	3月以上6月未満			90	75	106				
	6月以上9月未満			91	76	107				
	9月以上12月未満			92	76	108				
	12月以上			93	77	109				
27	3月未満			93	77					
	3月以上6月未満			94	78					
	6月以上9月未満			95	79					
	9月以上12月未満			96	80					
	12月以上			97	81					
28	3月未満			97	81					
	3月以上6月未満			98	82					
	6月以上9月未満			99	83					
	9月以上12月未満			100	84					
	12月以上			101	85					
29	3月未満			101						
	3月以上6月未満			102						
	6月以上9月未満			103						
	9月以上12月未満			104						
	12月以上			105						

30	3月未満			105						
	3月以上6月未満			106						
	6月以上9月未満			107						
	9月以上12月未満			108						
	12月以上			109						
31	3月未満			109						
	3月以上6月未満			110						
	6月以上9月未満			111						
	9月以上12月未満			112						
	12月以上			113						
32	3月未満			113						
	3月以上6月未満			114						
	6月以上9月未満			115						
	9月以上12月未満			116						
	12月以上			117						
33	3月未満			117						
	3月以上6月未満			118						
	6月以上9月未満			119						
	9月以上12月未満			120						
	12月以上			121						
34	3月未満			121						
	3月以上6月未満			122						
	6月以上9月未満			123						
	9月以上12月未満			124						
	12月以上			125						
35	3月未満			125						
	3月以上6月未満			125						
	6月以上9月未満			125						
	9月以上12月未満			125						
	12月以上			125						

附 則 (平成19年3月1日条例第1号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月30日条例第4号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し平成19年4月1日から適用する。ただし、第1条中附則に第3項を加える改正規定は平成19年12月1日から、同条中附則に第4項を加える改正規定は平成20年1月1日から、第2条の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例(以下「新条例」という。)の規定を適用する場合においては、この条例による改正面の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成21年5月25日条例第2号)

この条例は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成21年12月1日から、第2条及び第3条の規定は平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例処置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合諸給与条例第19条第2項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日において職員(次の表に該当する職員を除く。以下「減額改定対象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則 (平成22年11月29日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成22年12月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例処置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例(以下「新条例」という。)第19条第2項及び第5項又は第23条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員(次の表に該当する職員を除く。以下「減額改定対象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前月までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間(新条例第8条の規定により給与を減額された期間を除く。))又は減額対象職員以外の職員であった期間の月数を減じた月数を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する新条例附則第6項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成22年条例第2号）の施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年11月24日条例第1号）

(施行期日)

- 1 この条例は平成23年12月1日から施行する
(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例(以下「新条例」という。)第19条第2項及び第5項又は第23条第1項から第3項まで、第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額(その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上なるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員(次の表に該当する職員を除く。以下「減額改定対象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間(新条例第8条の規定により給与を減額された期間を除く。))又は減額対象職員以外の職員であった期間の月数を減じた月数を乗じて得た額

給料表	職務の級	号俸
行政職給料表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び

勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附 則 (平成25年6月17日条例第2号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月29日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、別表(第3条関係)の改正規定及び附則第2項の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5項を次のように改める。

- 5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に満たないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を次の表に掲げる期間まで同表の支給割合に乗じて得た額を給料として支給する。

年度	支給割合
平成26年度	2/3
平成27年度	1/3

附 則 (平成26年11月28日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例(以下「新条例」という。)の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則 (平成27年3月3日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に満たないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例(以下「給与条例」という。)附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。ただし、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例(平成18年条例第1号)附則第5項の規定による給料の切替えに伴う経過措置の適用を受けている職員にあっては、同項に掲げる期間終了後にこの項の規定による給料に切替えに伴う経過措置を適用し、その際当該職員における施行日の前日において受けていた給料月額は、平成27年3月31日においてその者に適用されていた給料表の給料月額欄に定める額とする。

- 3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)につい

て前項の規定による給料を支給される職員と権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則に定めるところにより同項の規定に準じて給料を支給する。

- 4 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則に定めるところにより前2項の規定に準じて給料を支給する。
- 5 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第19条第5項（給与条例第20条第5項において準用する場合を含む、以下この項において同じ。）の規定に適用については、給与条例第19条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成18年条例第1号）附則第5項及び砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成27年条例第 号）附則第2項の規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則（平成28年3月4日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成28年3月30日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす。

附 則（平成29年3月3日条例第1号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（扶養手当に関する特例）

- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例第9条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族については、10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）」、同項第3号から

第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

附 則（平成29年11月27日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、国家公務員の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号）の施行の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成30年11月26日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和元年11月25日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第19条第1項、第19条の2第2号、第20条第1項及び第23条第6項本文の改正規定 令和元年12月14日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

（経過措置）

- 2 第1条中第20条第2項及び別表第1の改正規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（以下「新条例」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年3月5日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例)

再任用職員以外の職員

39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,300
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,600
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,900
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,200
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,600
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,900
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,200
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,500
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,900
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,200
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,500
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,800
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例)

83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
94		294,900	342,600	381,500	393,300	412,500	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	412,800	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	413,000	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	413,200	
98		296,100	344,100	383,100	394,300		
99		296,500	344,500	383,500	394,600		
100		296,900	344,800	383,900	394,800		
101		297,100	345,100	384,200	395,000		
102		297,400	345,500	384,700	395,300		
103		297,800	345,900	385,100	395,600		
104		298,100	346,300	385,500	395,800		
105		298,300	346,800	385,800	396,000		
106		298,600	347,200	386,300			
107		299,000	347,600	386,700			
108		299,300	348,000	387,100			
109		299,500	348,500	387,400			
110		299,900	348,900	387,900			
111		300,300	349,200	388,300			
112		300,600	349,500	388,700			
113		300,800	350,000	389,000			
114		301,000	350,400				
115		301,300	350,700				
116		301,700	351,000				
117		301,900	351,500				
118		302,100	351,900				
119		302,400	352,200				
120		302,700	352,500				
121		303,100	353,000				
122		303,300	353,400				
123		303,600	353,700				
124		303,900	354,000				
125		304,200	354,500				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2 (第3条の2関係)

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事の職務
2 級	知識及び経験を必要とする業務を行う主事の職務
3 級	主任の職務
4 級	係長又は主査の職務
5 級	主幹の職務
6 級	次長の職務
7 級	事務局長の職務

砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則

〔昭和53年3月8日〕
規則第1号

改正	昭和55年5月20日	規則第1号	平成9年9月12日	規則第4号
	昭和57年6月1日	規則第1号	平成9年12月15日	規則第5号
	昭和59年12月23日	規則第1号	平成10年9月9日	規則第1号
	昭和60年8月22日	規則第1号	平成11年3月19日	規則第2号
	昭和61年3月30日	規則第1号	平成11年9月9日	規則第3号
	昭和62年8月16日	規則第1号	平成11年11月29日	規則第4号
	昭和63年8月16日	規則第1号	平成11年12月29日	規則第5号
	平成元年9月14日	規則第1号	平成12年9月4日	規則第2号
	平成2年10月11日	規則第1号	平成13年9月10日	規則第1号
	平成2年12月21日	規則第2号	平成14年1月24日	規則第1号
	平成3年8月16日	規則第2号	平成15年9月15日	規則第1号
	平成3年12月20日	規則第5号	平成17年6月1日	規則第2号
	平成4年12月28日	規則第3号	平成18年3月28日	規則第1号
	平成5年3月25日	規則第2号	平成19年11月30日	規則第2号
	平成5年8月25日	規則第4号	平成19年12月27日	規則第3号
	平成6年1月25日	規則第2号	平成25年3月18日	規則第1号
	平成6年10月17日	規則第2号	平成25年12月27日	規則第2号
	平成7年9月28日	規則第3号	平成27年2月9日	規則第1号
	平成7年12月29日	規則第4号	平成27年3月31日	規則第4号
	平成8年8月15日	規則第1号	平成28年3月31日	規則第1号
	平成8年10月1日	規則第4号	平成29年12月28日	規則第1号
	平成8年12月5日	規則第5号		
	平成9年6月30日	規則第3号		

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号以下「条例」という。）に基づいて、同条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(初任給)

第3条 新たに職員となる者の号俸は、原則として前条の基準による職務の級の号俸のうちその者の資格に応じて、別表第2に定める初任給基準表に掲げる号俸とし、その者の属する職務の級における最低の号俸の額に達しないときは、その最低の号俸とする。

2 新たに職員となる者の職務の内容が、その者の属する職務の級における最低の号俸に達しな

いと認められた者については、前項の規定にかかわらず、組合長が定める号俸とし、職員がその職務について有用な学歴、免許、経験等をその職務の最低限度の資格を超えて有する場合には、前項の最低の号俸より上位の号俸とすることができる。

3 経験年数の積算は、別表3によるものとする。

(昇給日)

第4条 条例第4条第4項に定める日は、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(勤務成績の証明)

第5条 条例第4条第4項の規定による昇給（次条において同じ。）は当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(職員の昇給区分及び昇給の号俸数)

第6条 職員を条例第4条第5項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）に応じて別表5に定める昇給号俸数表に定める号俸数とする。この場合において、昇給区分Eに決定された職員は、昇給しない。

2 職員の昇給区分は、第5条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、任命権者が別に定めるところによる。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 別に定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D
- (2) 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、別に定める割合に概ね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する号俸数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日

までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た額（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数とする。
この場合において、この項の規定による号俸数が0となる職員は、昇給しない。

- 7 第1項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号俸数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸の号俸数を減じて得た数に相当する号数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。
- 8 1の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号俸数の合計は、第5項の割合等を考慮して別に定める号俸数を超えてはならない。

(復職時等における号俸の調整等)

- 第6条の2 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があるとみとめられるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表5の2に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日またはいずれかの日の昇給の場合に準じてその者の号俸数を調整することができる。
- 2 派遣職員が職務に復帰した場合又はこれに準ずる場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を調整することができる。

(昇格)

- 第7条 職員が上位の職務の級に昇格させるときは、その昇格させようとする職員が、現に属する職務の級において、2年以上在級していなければ、昇格させることはできない。ただし、職務の特殊性等により組合長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。
- 2 現に受ける職務の級に属する職員である者が、上位の職務の級に必要な資格を取得した場合等においては、前項の規定にかかわらず、それぞれの資格に応じた職務の級に昇格させることができる。
 - 3 第1項の規定に基づき（ただし書の規定を除く。）職員が上位の職務の級に昇格する場合の級別資格基準は、別表第4に定めるとおりとする。

- 第8条 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第6に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

(降格)

- 第9条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。
- 2 職員を降格させた場合で、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける

前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、別にその者の号俸を決定することができる。

(給与の適正措置)

第9条の2任命権者は、職員の昇給、降級、昇格、降格及び休職に関し、発令を要するときは、他職員との権衡を失することのないように、十分協議を遂げなければならない。

(扶養手当)

第10条 職員は次の各号のいずれかに該当する事実がある場合、第1号については扶養親族認定申請書(別記第1号様式)を、第2号及び第3号については扶養親族異動認定申請書(別記第2号様式)によって、所属の長を経て組合長に届出なければならない。

- (1) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合
- (2) 新たに扶養親族たる要件を具備に至った者がある場合
- (3) 扶養親族のうち、扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は条例第9条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 職員は、前項の届出に当たり、認定に必要とされる書類をあわせて提出しなければならない。

3 組合長は、前2項の申請があったときは、扶養親族であるかどうかの認定を行わなければならない。

4 組合長が、前項の認定を行うに当たっては、次に掲げる条件を満たす者をもって、扶養親族とするようにしなければならない。

- (1) その者につき、民間その他から扶養手当に相当する手当が支給されていないこと。
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計額が年1,300,000円程度以下であること。

5 2人以上の者が、同一の扶養親族を扶養する場合(職員でない者が扶養する場合を含む。)の扶養手当の受給者の順序は、民法第878条に定める扶養の義務者の順序により、なお同順位者がある場合には、その扶養親族と同居する者を先順位とし、更に同順位者がある場合には、それらの実情を考慮して組合長が定める。

6 前項の受給者の順序は、当事者間の協議によって定めた場合には、その当事者の連署をもって、家事審判所の定めるところによった場合は、同所の証明書を添えて扶養親族認定の申請に当たり、これ(同順位となる場合はその旨)を所属の長に届け出なければならない。

7 扶養手当の支給は、第1項第1号の場合においてはその職員となった日、扶養親族がいない職員に同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときはその日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてについて同項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その

日が月の初日であるときはその日の属する月) から行うものとする。

- 8 扶養手当は、次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に、更に第10条第1項第2号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 9 扶養手当は、他に特別の定める場合を除くほか減額されない。
- 10 月の途中において、次の各号に掲げる事由に該当するに至った者に給する場合の日割計算は、その月の現日数を基礎とし、発令の日までの日数により行うものとする。
 - (1) 懲戒処分により停職の処分を受けた者
 - (2) 休職の処分を受けた者
- 11 虚偽の申請又は申請の遅延によって不当に扶養手当の支給を受けたときは、既に支給を受けた不当の手当はこれを返還しなければならない。

(特殊勤務手当)

- 第11条 月額手当の支給を受ける職員が休日、有給休暇及び勤務を特に要しないとされた日以外において、特殊勤務手当の支給の対象となる勤務をしなかったとき及び特殊勤務を命ぜられ、又はその勤務を解かれたときは、その月の現実に勤務した日数を基礎とした日割をもって減額して手当を支給する。
- 2 職員の特殊勤務は、別記第2号様式の特殊勤務手当支給承認伺により組合長の承認を得て所属長が命ずる
 - 3 手当の計算期間は、毎月1日からその月の末日までとし、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(時間外及び休日勤務手当)

- 第12条 条例第14条（時間外勤務）及び条例第15条（休日勤務）の規定による命令並びに手当の支給については、時間外（休日）の勤務命令簿（別記第3号様式）によらなければならない。
- 2 条例第14条第1項及び条例第15条の規定による1時間当たりの給与額は、給料月額12倍の額を1週間の平均勤務時間（40時間）の52倍の数から休日に係る勤務時間を減じた数で除して得た額とする。
 - 3 前項の手当の支給の基礎となる勤務時間数は、勤務を命ぜられた日毎に計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上の場合は1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(時間外勤務手当の支給割合)

- 第12条の2 条例第14条第1項に規定する規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 条例第14条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

(休日勤務手当の支給割合)

第12条の3 条例第15条に規定する規則で定める割合は、100分の135とする。

(寒冷地手当)

第13条 条例第18条第2項に規定する世帯主である職員とは、主としてその者の収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げる者をいう。

- (1) 条例第9条に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者
- (2) 扶養親族を有しないが、居住のため、1戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

(期末手当)

第14条 条例第19条第1項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（条例第19条の2各号のいずれかに該当するものを除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 無給休職者（法第28条第2項第1号又は砂川市が定める職員の分限についての手続及び効果に関する規則（昭和32年規則第1号）第3条の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員）
- (2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員）
- (3) 停職者（法第29条第1項の規定により停職にされている職員）
- (4) 専従休職者（法第55号の2第2項の規定により専従許可を受けている職員）
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第7条第1項に規定する職員
- (6) 法第26条の4に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をしている職員

2 条例第19条第1項の後段の規定により期末手当の支給日前1月以内に退職し、又は死亡した職員に対する期末手当の支給に係る条例第19条第2項の在職期間の計算は、その退職し、又は死亡した日をもって行う。

3 条例第19条第1項の後段の規定により期末手当の支給日前1月以内に退職した職員に係る期末手当は、次の各号に掲げるものについては支給しない。

- (1) 期末手当の支給日において、条例の適用を受ける職員として在職する者。この場合において在職期間及び通算期間については、条例第19条第3項の規定を準用する。
- (2) その退職後に引き続き国又は地方公共団体の職員となった者

(期末手当に係る在職期間)

第14条の2 条例第19条第2項に規定する在職期間の算定については、次に掲げる期間を除くものとする。

- (1) 第14条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全

期間

- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 自己啓発等休業をしている職員として在籍した期間については、その2分の1の期間
- (4) 休職していた期間（条例第23条第1項に規定する期間を除く。）については、その2分の1の期間
- (5) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（条例第2条の3に規定する算出率をいう。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

第14条の3 条例第19条第5項の規定により期末手当を加算して支給する職及び加算率は、次の各号に定める。

- (1) 職務の級 7級適用者 100分の15
- (2) 職務の級 6級及び5級適用者 100分の10
- (3) 職務の級 4級、及び3級適用者 100分の5

（一時差止処分に係る在職期間）

第14条の4 条例第19条の2及び第19条の3に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

（一時差止処分の取消しの申立ての手續等）

第14条の5 条例第19条の3第4項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、組合長に対して行わなければならない。

2 組合長は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて協議しなければならない。

（一時差止処分の取消し通知）

第14条の6 組合長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者に対し、速やかに理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

（審査請求の教示）

第14条の7 条例第19条の3第7項に規定する説明書（次条において「処分説明書」という。）には、一時差止処分について、組合長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載しなければならない。

（勤勉手当）

第15条 条例第20条の規定により勤勉手当を支給する場合において、任命権者は、支給の基礎となる額にその職員の勤務期間及び勤務成績に応じ、次の各号による割合を乗じて得た額を、基準としなければならない。

- (1) 職員の勤務期間による割合

ア 勤務期間	6月	100分の100
イ //	5月以上6月未満	100分の90
ウ //	4月以上5月未満	100分の80
エ //	3月以上4月未満	100分の70
オ //	2月以上3月未満	100分の60
カ //	1月以上2月未満	100分の50
キ //	1月未満	100分の40

(2) 職員の勤務成績による割合

100分の50から100分の200以内において、任命権者の定める割合

2 前項第1号にいう「勤務期間」とは、条例第20条の期間中次の各号に掲げる期間を除く期間をいう。

- (1) 条例第8条により、勤務しなかったことにつき、減額の対象となった期間
- (2) 負傷若しくは疾病により勤務しなかった期間が30日を超える場合におけるその勤務しなかった全期間。又はその他の事由により勤務しなかった期間。ただし、勤務しなかった期間が公務によるものと認定されている場合においては、その期間を除く。
- (3) 第14条第1項第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (4) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）として在職した期間
- (5) 自己啓発等休業をしている職員として在籍した期間
- (6) 休職していた期間（条例第23条第1項に規定する期間を除く。）
- (7) 育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（条例第2条の3に規定する算出率をいう。）を乗じて得た期間を除いた期間
- (8) 基準日以前6カ月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号にかかわらず、その全期間

3 前項第2号本文の事由に該当する期間には、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第12条の規定により、有給休暇として付与された期間は算入しない。

4 第14条第2項及び第3項、第14条の3から第14条の7までの規定は、勤勉手当の支給について準用する。

(管理職手当)

第16条 条例第21条の規定により管理職手当を支給する職及びその職にある職員に支給する管理職手当の額は、次の各号に定める給料月額に乗じて得た額とする。ただし、職員の職務の内容により100分の2以内で加算し、又は減額することができる。

支給区分	1 級	2 級	3 級
支給月額	行政職給料表7級 適用者は給料月額 に100分の10を乗じ て得た額	行政職給料表6級 適用者は給料月額 に100分の7を乗じ て得た額	行政職給料表5級 適用者は給料月額 に100分の5を乗じ て得た額
職務区分			
支給を受ける職員	事務局長	次長	主幹

- 2 管理職手当の支給を受けることになる職員が月の初日から末日までの全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該手当は支給しない。ただし、条例第23条第1項の規定による場合は除く。

(住居手当)

第17条 条例第22条第1項の規定に該当する職員のうち適用除外となる職員は、次の各号によるものとする。

- (1) 当該家賃の支払額が月額12,000円に満たない職員
- (2) 父母または、配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに住居している職員
- (3) 組合の施設に住居している職員

- 2 職員は、次の各号の一に該当する事実があった場合、その住居の実情をすみやかに組合長に届け出なければならない。

- (1) 新たに職員となった者で条例第22条第1項の職員たる要件を具備する場合
- (2) 新たに条例第22条第1項の職員たる要件を具備するに至った者、または具備する要件を欠くことに至った場合
- (3) 条例第22条第1項の規定によりすでに住居手当を支給されている職員が、住宅の所有又は住居、家賃の額等に変更があった場合

- 3 職員は、前項の届出にあたり、その届出に係る事実を確認するために必要な書類を合わせて提出しなければならない。

- 4 組合長は、条例第22条の申請があったときは、住居手当の月額を決定し、若しくは改定しなければならない。

- 5 第2項の規定による届出に係る職員が食費等をあわせて支払っている場合における家賃に相当する額の算定は別にこれを定める。

- 6 住居手当の支給は、職員が新たに条例第22条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第2項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 8 組合長は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第22条第1項の職員たる要件を具備しているかどうか、および住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成19年12月1日から平成22年3月31日までに支給する期末手当及び勤勉手当の額に係る第14条の2の規定の適用に付いては、同条第1号中「100分の15」とあるのは「100分の12」と、同条第2号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同条第3号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。
- 3 平成20年1月1日から平成22年3月31日までに支給する管理職手当の額に係る第16条表の規定の適用については、同表中「100分の10」とあるのは「100分の9.5」と、「100分の7」とあるのは「100分の6.65」と、「100分の5」とあるのは「100分の4.75」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年5月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年6月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年12月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年8月22日規則第1号)

この規則は、昭和60年8月15日から施行する。

附 則 (昭和61年3月30日規則第1号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年8月16日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和62年8月15日から適用する。

附 則 (昭和63年8月16日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和63年8月15日から適用する。

附 則 (平成元年9月14日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年9月1日から適用する。

附 則 (平成2年10月11日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

附 則 (平成2年12月21日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第14条第3項、第16条第1項第1号から同項第3号まで、別表第1及び別表第5の規定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年8月16日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年8月15日から適用する。

附 則 (平成3年12月20日規則第5号)

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成4年8月17日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年8月15日から適用する。

附 則 (平成4年12月28日規則第3号)

この規則は、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年3月25日規則第2号)

この規則は、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年8月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年8月15日から適用する。

附 則 (平成6年1月25日規則第2号)

この規則は、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年10月17日規則第4号)

この規則は、平成6年8月15日から適用する。

附 則 (平成6年12月8日規則第5号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年10月1日より適用する。

附 則 (平成7年12月29日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年8月15日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年8月15日から適用する。

附 則 (平成8年10月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年8月15日より適用する。

附 則 (平成8年12月5日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年6月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年9月12日規則第4号)

この規則は、平成9年9月15日から施行する。

附 則 (平成9年12月15日規則第5号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項第1号及び別表第5(第7条関係)の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年9月9日規則第1号)

この規則は、平成10年9月15日から施行する

附 則 (平成11年3月19日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第5(第7条関係)の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年9月9日規則第3号)

この規則は、平成11年9月15日から施行する。

附 則 (平成11年11月29日規則第4号)

この規則中第16条第1項の表の改正規定は平成11年12月1日から、第14条の改正規定は、平成12年1月1日から、別表第5の2(第8条関係)の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月29日規則第5号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月4日規則第2号)

この規則は、平成12年9月15日から施行する。

附 則 (平成13年9月10日規則第1号)

この規則は、平成13年9月15日から施行する。

附 則 (平成14年1月24日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年9月15日規則第1号)

この規則は、平成15年9月15日から施行する。

附 則 (平成17年6月1日規則第2号)

1 この規則は、平成17年6月1日から施行する。

2 この規則の施行日前から引き続き施行日以後においても負傷若しくは疾病により勤務していない者の勤務期間の計算については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年 3月28日規則第 1号)

(施行期日)

- 1 この規則は平成18年 4月 1日から施行する。
(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例附則第 2項適用職員の在級年数等に関する経過措置)
- 2 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例(平成18年条例第 1号。以下「改正条例」という。)附則第 2項の規定によりその者の平成18年 4月 1日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第 2項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第 4の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
 - (1) 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が給料表の 2級若しくは 5級であった職員 旧級及び 1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正条例附則第 2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の 1級上位の職務の級への昇格(切替日から平成19年 3月31日までの間における新規則第 7条の規定によるものに限る。)については、同条第 1項中「現に属する職務の級に 2年以上」とあるのは、「平成18年 3月31日その者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が、行政職給料表の 2級若しくは 5級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあつては、旧級及び旧級の 1級下位の職務の級並びに改正条例附則第 2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算 2年以上、旧級が改正条例附則別表第 1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあつては、旧級及び新級に通算 2年以上」とする。
(切替日における昇格の特例)
- 4 切替日において昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第 8条又は第 9条の規定を適用する。
(平成19年 1月 1日までの間における職員の昇給号俸数の特例)
- 5 平成19年 1月 1日までの間における新規則第 6条の規定の適用については、同条第 1項中「定める号俸数」とあるのは「定める号俸数に相当する数から 1を減じて得た数に相当する号俸数」と、同条第 3項第 1号中「昇給日前 1年間」とあるのは「平成18年 4月 1日から同年12月31日までの期間」と同条第 6項中「前年の昇給日後に新たに職員となったもの」とあるのは「平成19年 1月 1日における職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日」とあるのは「平成18年 4月 1日」と「12月で除した」とあるのは「9月で除した」とする。
- 6 改正条例附則第 5項、第 6項及び第 7項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例施行規則第16条第 1項に定める管理職手当表の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例(平成18年条例第 1号)附則第 5項、第 6項及び第 7項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則 (平成19年11月30日規則第2号)

この規則は、平成19年12月1日から施行する。ただし、附則に第3項を加える改正規定は平成20年1月1日から、第17条の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月27日規則第3号)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日規則第2号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月9日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月31日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

2 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例(平成27年条例第1号)附則第2項、第3項及び第4項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例施行規則第16条第1項に定める管理職手当表の規定の適用については、「給料月額」とあるのは、「給料月額と砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例(平成18年条例第1号)附則第5項及び砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例(平成27年条例第1号)附則第2項、第3項及び第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則 (平成28年3月31日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1 削除

別表第2 (第3条関係)

初 任 給 基 準 表

給 料 表	職 種	学 歴 免 許	初 任 給	備 考
行政職給料表	一般職員	大 学 卒	1 級 25 号 俸	正規の試験によらないときは、4号俸下位の号俸にすることができ。 (以下同じ。)
		短 大 卒	1 級 13 号 俸	
		高 校 卒	1 級 5 号 俸	

別表第3 (第3条関係)

経 験 年 数 換 算 表

職員として在職した以外の期間		換 算 率	適 用
公務員・公共企業体職員としての期間		8割以上10割	
民間経歴	同種とみなされるもの	5割以上8割	
	同種とみなされないもの	3割以上5割	
その他の 期 間	労働系統職員	5 割 以 下	同一職種の他の職員との均衡を著しく失う場合は8割以下
	その他の職員	2割5分以下	同一職種の他の職員との均衡を著しく失う場合は5割以上

別表第4 (第7条第3項関係)

級 別 資 格 基 準 表

給 料 表	職 種	学 歴 免 許	職 務 の 級	
			1 級	2 級
行政職給料表	一般職員	大 学 卒	3	
		短 大 卒	6	
		高 校 卒	7	

別表第5 (第6条関係)

昇 級 号 俸 数 表

昇 給 区 分	A	B	C	D
昇 給 の 号 俸 数	8号俸以上	6号俸	4号俸	2号俸
	2号俸以上	1号俸	0号俸	0号俸

備考

この表に定める上段の号俸数は、条例第4条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、
下段の号俸数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第5の2 (第6条の2関係)

休 職 期 間 等 換 算 表

休 職 等 の 期 間	換 算 率
地方公務員法第28条第2項の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 / 3 以下
派遣職員の派遣の期間	
専従許可の有効期間	2 / 3 以下
職員の勤務時間および休暇等に関する条例第11条に規定する介護休暇の期間	1 / 2 以下
地方公務員法第28条第2項の規定による休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は公務上の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下（結核性疾患によるものである場合は、1 / 2 以下）

別表第6 (第8条関係)

昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則)

36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	30
56	24	40	40	48	44	30
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	31
59	26	42	43	51	46	31
60	26	42	44	52	46	31
61	27	43	45	53	47	31
62	27	43	45	54	47	31
63	28	44	45	55	48	31
64	28	44	46	56	48	31
65	29	45	46	57	49	31
66	29	45	46	58	49	31
67	30	46	47	59	50	31
68	30	46	47	60	50	32
69	31	47	47	61	50	32
70	31	47	48	62	50	32
71	32	48	48	63	50	32
72	32	48	48	64	50	32
73	33	49	49	65	50	32
74	33	49	49	66	50	32
75	34	49	49	67	50	32

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則)

76	34	49	50	68	50	32
77	35	50	50	68	51	32
78	35	50	50	68	51	32
79	36	50	51	68	51	32
80	36	50	51	68	51	32
81	37	51	51	69	51	33
82	38	51	52	69	51	33
83	39	51	52	69	51	34
84	40	51	52	69	51	34
85	41	52	53	69	51	35
86	41	52	53	70	51	35
87	42	52	53	70	51	36
88	42	52	53	70	51	36
89	43	53	54	71	52	37
90	43	53	54	72	52	37
91	44	53	54	73	52	38
92	44	53	54	74	52	38
93	45	53	55	75	53	39
94		54	55	76	53	39
95		54	55	77	53	40
96		54	55	78	53	40
97		54	55	79	54	41
98		54	56	80	54	
99		55	56	81	54	
100		55	56	82	54	
101		55	56	83	55	
102		55	56	84	55	
103		55	57	85	55	
104		56	57	86	55	
105		56	57	87	56	
106		56	57	88		
107		56	57	89		
108		56	58	90		
109		56	58	91		
110		57	58	92		
111		57	58	93		
112		57	58	94		
113		57	59	95		
114		57	59			
115		57	59			

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則)

116		58	59			
117		58	59			
118		58	60			
119		58	60			
120		58	60			
121		58	60			
122		59	60			
123		59	61			
124		59	61			
125		59	61			

別記第1号様式 (第10条関係)

扶養親族認定(異動)申請書

勤務の場所		所属課名	所属課長 認印	申請者				
				職	氏名		印	
扶養親族 氏名	職員との 続柄	生年月日	職員との同 居別居の別	職業	収入月額		異動 年月日	異動の 理由
					種類	金額		

別記第2号様式 (第11条関係)

特殊勤務手当支給承認伺

合議	係長	課長	平成 年 月 日			
			課長 ⑩			
予算 科目	手当の 名称	職 氏名	支給期間	支給区分		摘要
				回毎	月額	
			自 . . 至 . .			
			自 . . 至 . .			

別記第3号様式 (第12条関係)

時 間 外 勤 務 命 令 簿

主務課	課			予 算 科 目	氏 名		給 料 月 額						
	係						円						
命 令							承 認	当直又は所属長確認		支 給 基 礎			経 理 担 当
課 長	課長補佐	係 長	月 日	時 間	用 務	実 務 時 間		認 印	普 通	深 夜	休 日		
				自			自						
				至			至						
				自			自						
				至			至						
				自			自						
				至			至						
				自			自						
				至			至						
				自			自						
				至			至						
				自			自						
				至			至						
				自			自						
				至			至						
				自			自						
				至			至						
区 分		普 通		深 夜		休 日							
1時間又は1日 当り手当額		円		円		円							
B													
実務時間又は 日給		時間		時間		日		合 計 額		経 理		印	
C													
手当支給額		円		円		円		円		月 日			
B×C													

〈取扱上の注意〉

制限時間

命令簿の引継

その他

1. 命令時間は、平常日及び庁舎外勤務は3時間、土曜日は4時間までです。
2. 命令簿は退庁時間の30分前までに総務課庶務係に引継いでください。
3. 休日は命令簿を○で囲みます。なお、支給の基礎は4時間以上を1日定額とします。
4. 勤務時間の前後30分間は、休憩時間として記入しません。
また、1時間未満の命令は整理してください。

砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の 施行に関する規則

〔平成18年3月28日〕
規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の（平成18年条例第1号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正条例 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例（平成18年条例第1号）をいう。
- (2) 改正前の規則 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年規則第2号）による改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則をいう。
- (3) 切替日 平成18年4月1日をいう。
- (4) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（改正条例附則第2項の規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級））をいう。
- (5) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (6) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成7年法律第110号）第2条の規定により育児休業していた期間
 - エ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第13条に規定する病気休暇及び第16条に規定する介護休暇の承諾を受けていた期間
- (7) 復職時調整 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則（昭和53年規則第1号）第6条の2、砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）第6条の規定による号俸の調整をいう。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え)

第3条 切替日の前日において砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号）別表の給料表に定める「職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた別表第1の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間に応じて別表第1に定める号俸

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号俸

(改正条例附則第5項の規則で定める職員)

第4条 改正条例附則第5項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (2) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (3) 切替日以降に任命権者の承諾を得てその号俸を決定された職員

(改正条例附則第6項の規定による給料の支給)

第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であって、その者の給料月額が当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額を改正条例附則第5項の規定により給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動をした場合 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に改正前の規則の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格した場合（第4号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格したものとした場合（切替日以降に基準級より下位の級の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に、改正前の規則第9条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等の期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合 切替日の前日に復職時調整されたものとした場合に改正前の規則第6条又は改正条例附則第13項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(この規則によりがたい場合の措置)

第6条 改正条例附則第6項及び第7項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他持別の事情があるときは、任命権者は別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

旧級	昇格後の号俸	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額					
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
5級	383,000	111	111	112	112	113
	383,000	109	110	111	112	113
	385,600	113	114	115	116	117
	388,200	117	118	119	120	121
6級	390,800	121	122	123	124	125
	418,700	89	90	91	92	93
	422,100	93	94	95	96	97
	425,500	97	98	99	100	101
	428,900	101	102	103	104	105
	432,300	105	106	107	108	109
7級	435,700	109	110	111	112	113
	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
	436,200	85	86	87	88	89
	439,700	89	90	91	92	93
	443,200	93	94	95	96	97
	446,700	97	98	99	100	101
8級	450,200	101	102	103	104	105
	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
	460,400	77	78	79	80	81
	464,000	81	82	83	84	85
	467,600	85	86	87	88	89
	471,200	89	90	91	92	93
474,800	93	94	95	96	97	

(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の施行に関する規則)

9 級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
	497,600	61	62	63	64	65
	501,700	65	66	67	68	69
	505,800	69	70	71	72	73

砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の 施行に関する規則

〔平成27年3月31日〕
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の(平成27年条例第1号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正条例 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例(平成27年条例第1号)をいう。
- (2) 切替日 平成27年4月1日をいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間
 - イ 法第28条第2項の規定により休職にされていた期間
 - ウ 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条の規定により育児休業をしていた期間
 - オ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第13条に規定する病気休暇又は第16条に規定する介護休暇の承諾を受けていた期間
- (5) 復職時調整 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例施行規則(昭和53年規則第1号)第6条の2、砂川地区保健衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)第8条又は砂川地区保健衛生組合職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年条例第3号)第11条の規定による号棒の調整をいう。
- (6) 育児短時間勤務等 育児休業法第10条第1項又は第17条の規定による勤務をいう。

(改正条例附則第2項の規則で定める職員)

第3条 改正条例附則第2項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に降格をした職員
- (2) 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (3) 切替日以降に育児短時間勤務等を開始し、又は終了した職員
- (4) 切替日以降に任命権者の承認を得てその号棒を決定された職員

(改正条例附則第3項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であつて、その者の受ける給料月額が当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例(昭和53年条例第

1号) 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されている職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額) を改正条例附則第2項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動をした場合 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号棒に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号棒に対応する給料月額との差額に相当する額(降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)

(3) 切替日前における休職党機関を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合

ア 育児短時間勤務等をしている職員 改正前の砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号棒に応じた額(イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。)に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 育児短時間勤務等を終了した職員 切替前給料表による給料月額

(5) 任命権者の承認を得てその号棒を決定された場合又はこれに準ずる場合 別に定める額

(端数計算)

第5条 改正条例附則第2項、第3項及び第4項の規定による給料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則によりがたい場合の措置)

第6条 改正条例附則第2項、第3項及び第4項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他特別の事情があるときは、任命権者は別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合派遣職員の給与に関する条例

〔平成14年2月28日〕
〔条例第2号〕

(目的)

第1条 この条例は、砂川地区保健衛生組合（以下「本組合」という。）の派遣職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(派遣職員の定義)

第2条 この条例で派遣職員とは、本組合を組織する関係市町より派遣をされた職員をいう。

(給与の定義)

第3条 この条例で給与とは、給料及び諸手当をいう。

(準用規定)

第4条 派遣職員の給与については、当該職員の派遣をした関係市町の関係規定を準用し支給するものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例

〔 令 和 2 年 3 月 5 日 〕
〔 条 例 第 1 号 〕

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

(給料)

第3条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当及び期末手当をいい、同項第1号により採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(職務の級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑性、困難性及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項に規定する基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第13条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

(号俸)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の号俸は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給方法)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法については、砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

(給与の減額)

第7条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときの給与の減額については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(通勤手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(特殊勤務手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(時間外勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(休日勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(夜務手当)

第12条 フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(期末手当)

第13条 フルタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当の支給の範囲及び額については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。次項及び第20条において同じ。）の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として

任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 4 期末手当は、基準日の属する月の給料支給の日に支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日、砂川地区保健衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第9条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）及び指定金融機関が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。

（勤務1時間当たりの給与額）

第14条 フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与の額は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与等

（報酬）

第15条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月額、日額及び時間額として定めるものとする。

- 2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。
- 3 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額とする。
- 6 パートタイム会計年度任用職員には、第2項から第4項までの規定により算定する報酬のほか、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬を支給する。

（特殊勤務に係る報酬）

第16条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条に規定する業務に従事したときは、特殊勤務に係る報酬を支給する。

- 2 特殊勤務に係る報酬の支給は、給与条例の適用を受ける職員に支給される特殊勤務手当の例による。

(時間外勤務に係る報酬)

第17条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

(休日勤務に係る報酬)

第18条 祝日法による休日及び12月29日から翌年の1月3日までの休日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）並びにこれらの休日の代休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(夜間勤務に係る報酬)

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

(期末手当)

- 第20条 パートタイム会計年度任用職員（任期の定めが6月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）の期末手当の支給の範囲及び額については、給与条例の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第19条第2項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日現在）において、職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
- 2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
 - 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
 - 4 期末手当の支給の方法については、第13条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「給料」とあるのは、「報酬」と読み替えるものとする。

(報酬の支給方法)

第21条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日に支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日、祝日法による休日及び指定金融機関が休業日に当たるときは、順次これを繰り上げる。

- (1) 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 当月の21日
 - (2) 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 翌月の21日
- 2 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日

から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

- 3 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 4 第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第22条 第17条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第15条第2項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第15条第3項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第15条第4項の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第23条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日の代休日である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員に支給される通勤手当の例による。ただし、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額は、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例(昭和53年条例第2号)に定める額とし、同条例別表第2に規定する2級の区分を適用する。

第4章 雑則

(会計年度任用職員の給与からの控除)

第26条 給与条例第1条の3第2項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第27条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し組合長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第28条 会計年度任用職員が休職にされたときは、いかなる給与も支給しない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会計年度任用職員への移行に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日まで地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の法に基づき任用されていた非常勤職員及び臨時的任用職員が、施行日において引き続き会計年度任用職員として任用され、この条例の適用を受けることとなった場合の給料の月額（パートタイム会計年度任用職員の場合にあっては、報酬の月額、日額及び時間額。以下同じ。）が施行日の前日に受けていた報酬又は賃金の月額、日額及び時間額に達しないこととなる者には、給料の月額が施行日の前日に受けていた報酬又は賃金の月額、日額及び時間額に達するまでの間、給料の月額のほか、その差額に相当する額を給料（パートタイム会計年度任用職員の場合にあっては、報酬）として支給する。

(砂川地区保健衛生組合非常勤嘱託員等の給与等に関する条例の廃止)

3 砂川地区保健衛生組合非常勤嘱託員等の給与等に関する条例（平成14年条例第3号）は、廃止する。

別表第1 (第3条関係)

給料表

(単位：円)

給料表の種類 級 号俸	行政職給料表	
	1級 給料月額	2級 給料月額
1	146,100	195,500
2	147,200	197,300
3	148,400	199,100
4	149,500	200,900
5	150,600	202,400
6	151,700	204,200
7	152,800	206,000
8	153,900	207,800
9	154,900	209,400
10	156,300	211,200
11	157,600	213,000
12	158,900	214,800
13	160,100	216,200
14	161,600	218,000
15	163,100	219,700
16	164,700	221,500
17	165,900	223,200
18	167,400	224,900
19	168,900	226,500
20	170,400	228,100
21	171,700	229,500
22	174,400	231,200
23	177,000	232,800
24	179,600	234,400
25	182,200	235,400
26	183,900	236,900
27	185,500	238,300
28	187,200	239,500
29	188,700	240,700
30	190,400	241,900
31	192,200	242,900
32	193,900	244,100
33	195,500	245,400
34	196,900	246,400

(砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

35	198,400	247,600
36	199,900	248,900
37	201,200	249,800
38	202,500	251,100
39	203,700	252,300
40	205,000	253,600
41	206,300	255,000
42	207,600	256,400
43	208,900	257,600
44	210,200	
45	211,300	
46	212,600	
47	213,900	
48	215,200	
49	216,300	
50	217,400	
51	218,400	
52	219,500	
53	220,600	
54	221,600	
55	222,500	
56	223,500	
57	223,800	
58	224,600	
59	225,400	
60	226,100	
61	226,800	
62	227,800	
63	228,600	
64	229,400	
65	230,100	
66	230,800	
67	231,700	
68	232,700	
69	233,400	
70	234,000	
71	234,500	
72	235,200	
73	236,000	
74	236,600	

(砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例)

75	237,200	
76	237,700	
77	238,400	
78	239,100	
79	239,800	
80	240,300	
81	240,800	
82	241,500	
83	242,200	
84	242,900	
85	243,500	

別表第2 (第4条関係)

等級別基準職務表

給料表の種類	職務の級	基準となる職務
行政職給料表	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	知識及び経験を必要とする職務

【 11 】

諸 手 当

砂川地区保健衛生組合通勤手当支給規則

〔 昭 和 53 年 3 月 8 日 〕
〔 規 則 第 2 号 〕

改正 平成16年 3月22日 規則第1号
平成20年 3月29日 規則第2号

(趣旨)

第1条 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例（昭和53年条例第1号。以下「条例」という。）第10条の規定による通勤手当の支給については、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 条例第10条及びこの規則で定める「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務との間を往復することをいう。
2 条例第10条に規定する通勤距離は、職員の住宅から勤務場所に至る経路のうち一般に利用しうる最短の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第10条の職員たる要件を具備するに至った場合には、別記様式により、その勤務の実情をすみやかに組合長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同条の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。
(1) 任命権者を異にして異動した場合
(2) 勤務場所を異にして異動した場合
(3) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合
2 職員は、前項第3号に掲げる変更により条例第10条の職員でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

(確認及び決定)

第4条 組合長は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第10条の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給範囲の特例)

第5条 条例第10条第1号に規定する「交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員」は、次に該当する職員で組合長が交通機関等を利用しなければ通勤することが著し

く困難であると認めるものとする。下肢の障害及び視覚器、聴覚器、平衡器等の機能障害等の身体障害者のため歩行することが著しく困難な職員。

(交通機関に係る通勤手当の額の算出の基礎)

第6条 交通機関に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の勤務の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 前条の勤務の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路におけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

第8条 条例第10条第2項第1号及び第3号に規定する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関の場合は、通用期間が支給単位期間（給与条令第10条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関の場合は、当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当りの通勤所要回数分）の運賃等の額
- (3) 前条ただし書に該当する場合は、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関について、前2号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額（再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額）

第8条の2 条例第10条第2項第2号ただし書に規定する通勤回数を考慮して規則で定める職員は、平均1カ月当たりの通勤回数が10回に満たない職員とし、同項の規則で定める割合は、100分の50とする。

(併用者の区分及び支給額)

第8条の3 条例第10条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する条例第10条第2項第3号に規定する通勤手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の合計額（同条第1項に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が条例第10条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 条例第10条第2項第1号に定める額
- (3) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たり運賃相当額等が条例第10

条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 条例第10条第2項第2号に定める額

（支給の開始及び終期）

第9条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第10条の職員たる要件が具備するに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する日の月（これらの日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については第3条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から30日を経過した後になされたときはその届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 削除

（支給日等）

第10条 通勤手当は、支給単位期間又は次項各号に定める期間（以下この条及び第11条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実確認ができない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後において支給することができる。

2 条例第10条第3項の別に定める通勤手当は、次の各号に掲げる額とし、同項の別に定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の交通機関を利用するものとして条例第10条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合は除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が条例第10条第2項第1号及び2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額等及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

（返納の事由及び額等）

第10条の2 条例第10条第4項の別に定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第10条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合

- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 交通機関に係る通勤手当に係る条例第10条第4項の別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第8条の第3第1号に掲げる職員で、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額が55,000円以下であった場合前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に当該合計額が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関）、同項第1号又は第3号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを別に定める月（以下この条において事由発生月という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
- (2) 1箇月当たりの運賃相当額が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）
 - イ 第10条第3項第1号又は2号に掲げる通勤手当を支給している場合55,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関についての払戻金相当額及び別に定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生日が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）

3 条例第10条第4項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第10条の3 条例第10条第5項に規定する別に定める期間は、次の各号に掲げる交通機関の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 当該交通機関において発行されている定期券の通用期間のうち6箇月を超えない範囲で最も長いものに相当する期間
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関又は第8条1項第3号に定める交通機関 1箇月

2 前項第1号に掲げる交通機関について同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、定年退職その他離職すること、長期間の研修等のために旅行すること又は勤務態様の変更により通勤のために負担する運賃等の額に変更があることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日がつきの初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、別に支給単位期間を定めることができる。

第10条の4 支給単位期間は、第9条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条2項の規定により通勤手当の額が改正される月から開始する。

2 月の途中において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされ、同法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けて職員団体の役員として従事し、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定及び地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の17により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第3条の規定により育児休業をし、地方公務員法第26条の4に規定する自己啓発休業をし、又は地方公務員法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該機関の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

（支給できない場合）

第11条 条例第10条の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給することができない。

（事後の確認）

第12条 組合長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第10条の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により随時確認するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (16年3月22日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (20年3月29日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

【 12 】

旅 費

砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例

〔昭和53年3月3日〕
〔条例第2号〕

改正	昭和54年7月3日	条例第1号	平成4年3月10日	条例第3号
	昭和56年3月10日	条例第2号	平成12年3月3日	条例第2号
	昭和56年12月19日	条例第6号	平成18年3月1日	条例第1号
	昭和60年4月15日	条例第1号	平成19年11月30日	条例第5号
	昭和61年3月5日	条例第2号	平成28年3月30日	条例第2号
	昭和62年12月21日	条例第2号		
	平成3年3月5日	条例第3号		

砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和51年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する常勤の特別職及び一般職の職員に対して支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（旅費の支給）

第2条 職員が公務のため出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

（出張命令）

第3条 出張は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、電信、電話及び郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ予算上旅費の支出が可能である場合に限り出張命令を発することができる。

3 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認めた場合には、変更することができる。

4 出張者は、公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令に従って旅行することができない場合は、出張命令変更の申請をしなければならない。

（旅費の計算）

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により通常の経路及び方法により難しい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 1日のうち旅費の定額を異にする場合においては、その多い方をもって計算する。

(普通旅費の種類)

第5条 普通旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃及び急行料金（これらのものに対する通行税を含む。）を支給する。ただし、公用車を使用した場合は支給しない。

(1) 旅客運賃は、普通旅客運賃による。

(2) 急行運賃は、次の区分により支給する。

ア 普通急行列車を運行する線路による旅費で片道50キロメートル以上の場合

イ 特別急行列車（新幹線を含む。）を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合

(船賃)

第7条 船賃は、普通船室料金により支給する。

(航空賃)

第8条 航空賃は、出張命令権者が用務上必要と認めた場合は、航空運賃により支給する。

(車賃)

第9条 車賃は、許可を受けて公用車以外の車を公用に使用したときは、別に定める地域の料程表で計算し、別表の定額に乗じて支給する。

2 車賃は、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の場合は、これを切り捨てる。

3 定期バスを利用する出張を命ぜられた場合には、バス運賃を車賃とみなして支給する。

4 出張地が下車駅から2キロメートル以上のときは、バス運賃等を支給することができる。

5 特別の事情によって前各項の車賃を支弁し難い場合には、現に要する実費額を支給することができる。

(日当)

第10条 日当は、別表により定額で支給する。ただし、50キロメートル未満の地への出張には支給しないこととし、50キロメートル以上100キロメートル未満の地への日帰り出張には定額の2分の1を支給する。

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、出張中の夜数に応じ別表により定額で支給する。

2 別表に規定する1級の旅費を支給される職員に随行して出張し、宿泊する場合又は道外出張において宿泊施設を指定される場合において、別表の規定により支給される宿泊料に不足が生じるときは、当該不足する額に応じて規則で定める範囲内の額を加給することができる。

3 青年の家、少年自然の家（これらに類する施設及びキャンプ場等を含む。）で宿泊の場合は、実費額を支給する。

(研修旅費)

第12条 研修、講習、視察その他これに類する目的のために派遣する旅費は、別に定める額を支給する。

(外国旅費)

第13条 外国旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費とする。

2 前項の支給額及び支給方法は、砂川市職員の旅費に関する条例（昭和51年砂川市条例第2号。以下「砂川市条例」という。）に準ずるものとする。

(路程の計算)

第14条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に規定するものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調べにかかる鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程
- (3) 陸路 郵便事業株式会社の調べに係る郵便線路図に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長、その他当該路程の計算によって信頼するに足りる証明により路程を計算することができる。

(打切旅費)

第15条 旅行の用務又は状況によって出張命令権者が必要と認める場合には、その旅行に要する旅費概算額の範囲内において額を定め旅費を支給することができる。

(旅費の調整)

第16条 出張命令権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設を利用して旅行した場合又は当該旅行における特別の事由により又は当該旅行の性質上、この条例の規定による定額の旅費を支給することが必要でないと認める場合は、減額して支給することができる。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか旅費に関することは、砂川市条例に準ずるものとする。

(施行細目)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年7月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年3月10日条例第2号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年12月19日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年4月15日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 (昭和61年3月5日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年12月2日条例第2号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 改正後の砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月5日条例第3号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月10日条例第3号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月3日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月1日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

12 前項の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年11月30日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし第14条の改正規定は交付の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表 (第9条、第10条、第11条関係)

級 区 分		旅 費 車賃1キロメートル につき	日 当 額		宿 泊 料	
			道 内	道 外	道 内	道 外
1 級	特 別 職	円 30	円 2,300	円 2,700	円 11,700	円 13,900
2 級	上記以外の職員	円 30	円 2,000	円 2,400	円 10,400	円 12,200

砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する規則

〔 昭 和 53 年 3 月 8 日 〕
規 則 第 3 号

改正 昭和60年3月27日 規則第1号
平成4年3月26日 規則第1号
平成12年3月3日 規則第1号
平成22年3月16日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(旅費支給の適用除外区域)

第2条 条例第2条の規定による旅費支給の対象外となる区域は、勤務場所からの路程が片道2キロメートル未満の区域とする。

(料程表)

第2条の2 条例第9条の規定による地域の料程表は、別表第1のとおりとする。

(研修旅費)

第3条 条例第12条の規定による旅費は、最初の用務地に到着した翌日から最後の用務地を出発する前日までの期間、別表第2により算出した額を支給する。

(旅行日数)

第4条 旅行日数は、用務を遂行するため通常必要と認められる最も短い日数によることとし、旅行日と用務日は区分しないで計算する。

(急行料金)

第5条 急行料金は、急行列車の運行される場合のみ支給するものとし、一部運行区間がある場合においては、当該区間のキロ数が条例第6条の規定に該当する場合に支給する。

2 旅行地まで通しの列車等の運行がなく乗り継ぎとなる場合は、乗り継ぎ区間ごとのキロ数が条例第6条の規定に該当する場合に支給する。ただし、用務の都合により時間的に急行列車等を利用する場合は、急行料金を支給することができる。

3 旅行地に急行列車等が停車しない場合は、当該旅行地に至る急行列車等の停車する地名までのキロ数が条例第6条の規定に該当する場合に支給する。

第6条 削除

(宿泊)

第7条 特別の事情のない限り、日数にかかわらず次の場合宿泊を認めないものとする。

- (1) 函館本線は、札幌・旭川間
- (2) 根室本線は、富良野まで
- (3) その他片道60キロメートル未満

2 条例第11条の規定による宿泊料に不足が生じる場合の加給額は、次に定める範囲内とする。

- (1) 条例別表に規定する1級の旅費額を支給される職員（以下「1級の旅費額を支給される職員」という。）に随行する場合 当該1級の旅費額を支給される職員に支給される宿泊料との差額の範囲内の額
- (2) 道外出張において宿泊施設を指定された場合 条例別表に定める宿泊料に10分の2を乗じて得た額の範囲内の額

(日当)

第8条 条例第10条ただし書に規定する片道50キロメートル未満の地とは、空知支庁管内の市町村（夕張市、南幌町、由仁町、栗山町、長沼町及び幌加内町を除く。）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月27日規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月26日規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月3日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月16日規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条の2関係)

砂 川 市 料 程 表

市役所	9.42	5.27	2.82	4.38	3.72	2.30	2.86	4.38	2.30	3.98	4.54	4.56	6.88	4.68
富平	4.15	6.60	11.52	10.86	11.12	11.68	5.38	11.12	12.80	13.36	13.38	10.66	13.50	
空知太	2.45	07.37	6.71	6.97	7.53	6.38	6.97	8.65	9.21	9.23	6.51	9.35		
北光	04.92	4.26	4.54	5.08	7.38	4.52	6.20	6.76	6.78	4.06	6.90			
北光(袋地)	5.82	6.08	6.64	8.38	6.08	7.76	8.32	8.34	5.62	8.46				
焼山	2.02	3.70	9.38	5.42	8.66	8.32	7.68	7.20	5.52					
北吉野	1.68	10.38	3.40	6.64	6.30	5.66	6.98	3.50						
南吉野	11.38	2.84	6.08	5.74	5.10	8.10	1.82							
鶉	4.36	7.60	7.26	6.62	8.48	3.10								
宮川・日の出・緑町	1.68	2.24	2.26	8.58	4.66									
豊沼	1.68	2.82	10.26	6.34										
東豊沼	4.50	10.82	7.56											
西豊沼	10.84	6.92												
一の沢	9.92													
宮城の沢														

別表第2 (第3条関係)

研 修 旅 費 額

区 分		支 給 額			備 考	
		鉄道賃、船賃、 航空賃、車賃	日 当	宿 泊 料		
宿泊施設のある場合	道内	条例に定める額	円 1,800	研修機関又は宿 泊施設の指定額	講習等を実施する機関 により示された派遣に 要する経費（食事を 別途必要とする場合は その食事料）について は、加算する。	
	道外	同 上	2,200	同 上		
宿泊施 設のな い場合	研修期間のう ち7日目まで	道内	同 上	条例に定める額		
		道外	同 上	同 上		
	研修期間のう ち8日目以降	道内	同 上	1,800		8,300
		道外	同 上	2,200		9,700

【 13 】

公 務 災 害 補 償

砂川地区保健衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

〔 昭 和 53 年 3 月 8 日 〕
〔 条 例 第 5 号 〕

改正	昭和61年10月21日	条例第5号	平成18年10月27日	条例第2号
	平成3年3月5日	条例第4号	令和2年3月5日	条例第2号
	平成7年10月2日	条例第4号		
	平成7年12月8日	条例第6号		

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(職員)

第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、非常勤の監査委員、非常勤の委員その他非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。

- (1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）に基づく船員保険の被保険者
- (3) 市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第1号）の適用を受ける者

(通勤)

第3条 この条例で「通勤」とは、職員が通勤のため次に掲げる移動を合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- (1) 住居と勤務場所のとの間の往復
- (2) 1の勤務場所から他の勤務場所への移動その他就業の場所から勤務場所から勤務場所への移動（職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動

2 職員が前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。

(実施機関)

第4条 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる機関（以下「実施機関」という。）

は、この条例が定める補償の実施の責めに任ずる。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 議会の議員 | 議 長 |
| (2) 非常勤の監査委員及び非常勤の委員 | 組合長 |
| (3) その他の職員 | 任命権者 |

2 実施機関は、職員について公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、

その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、すみやかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、公務災害補償等認定委員会（以下「認定委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

(認定委員会)

第5条 本組合に認定委員会を置く。

- 2 認定委員会は、委員3人をもって組織し、委員は学歴経験を有する者のうちから組合長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(補償基礎額)

第6条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 議会の議員 議会の議長が組合長と協議して定める額
- (2) 非常勤の監査委員及び非常勤の委員 組合長が定める額
- (3) その報酬が日額で定められている職員（前号に掲げる者を除く。） 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が組合長と協議して別に定める額）
- (4) 報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が組合長と協議して定める額
- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が組合長と協議して定める額

(補償及び福祉事業)

第7条 補償の種類、補償の額及び福祉事業については、砂川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例32号。以下「砂川市条例」という。）の規定を準用して行う。

(審査)

第8条 実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定そ

の他補償の実施について不服がある者は、公務災害補償等審査会（以下「審査会」という。）に対し、審査を申し立てることができる。

- 2 前項の申し立てがあったときは、審査会は速やかに審査して裁定を行ない、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

(審査会)

第9条 本組合に審査会を置く。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織し、委員は学歴経験を有する者のうちから、組合長が委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし補欠の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(砂川市条例の準用)

第10条 この条例に定めるもののほか、職員の補償に関することは、砂川市条例を準用する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月5日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年10月2日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年12月8日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年10月27日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第3条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した事故に起因する

通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月5日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(公務災害補償等に関する経過措置)
- 2 第4条の規定による改正後の砂川地区保健衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

【 14 】

予 算 ・ 会 計 ・ 契 約

砂川地区保健衛生組合会計規則

〔 昭 和 47 年 8 月 29 日 〕
〔 規 則 第 4 号 〕

(趣旨)

第1条 砂川地区保健衛生組合の会計事務に関しては、法令その他別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 この規則施行に関し、必要な事項については砂川市会計規則（昭和39年規則第9号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

砂川地区保健衛生組合公金収納事務委託規程

〔平成7年3月30日〕
訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の規定に基づき、砂川地区保健衛生組合公金収納事務委託について必要な事項を定めるものとする。

(収納の方法)

第2条 砂川地区保健衛生組合公金の収納は、砂川地区保健衛生組合会計規則（昭和47年規則第4号）の定める現金領収書をもって収納するものとする。

(金融機関への引継)

第3条 収納した公金は、翌日午前10時までに現金払込書、現金払込通知書並びに計算書とともに砂川市指定金融機関派出所に引き継ぐものとする。ただし、指定金融機関の休業日の場合は、翌営業日とし市役所の休日（砂川市の休日を定める条例（平成3年条例第18号）第2条第1項に定める休日をいう。）の場合も同様とする。

(賠償の義務)

第4条 収納した公金の不足又は亡失したときは、受託者においてこれを賠償しなければならない。ただし、組合長が天災その他特別の事情があると認めたときはこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受託者は、第三者に対し業務の一部若しくは全部を請け負わせてはならない。

附 則

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例

〔 昭 和 47 年 8 月 29 日 〕
〔 条 例 第 8 号 〕

改正 平成5年7月7日 条例第5号

(趣旨)

第1条 砂川地区保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価額150,000千円以上の工事、又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第7号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価額20,000千円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 （平成5年7月7日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

砂川地区保健衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

〔平成26年3月4日〕
条例第1号

改正

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項については、砂川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成25年砂川市条例第24号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

砂川地区保健衛生組合契約規則

〔 昭 和 50 年 12 月 17 日 〕
〔 規 則 第 2 号 〕

(趣旨)

第1条 砂川地区保健衛生組合の行う売買、賃借、請負、その他の契約の締結履行等については法令、その他別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 この規則の施行に関し、必要な事項については砂川市契約規則（昭和50年規則第16号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

〔平成4年10月6日〕
〔条例第5号〕

(趣旨)

第1条 財産の交換、譲与、無償貸付等に関しては、法令に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(準用規定)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成4年砂川市条例第20号）を準用する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年10月1日から適用する。
- 2 砂川地区保健衛生組合財産の取得管理及び処分に関する条例（昭和47年条例第7号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行前に、砂川地区保健衛生組合財産の取得管理及び処分に関する条例（昭和47年条例第7号）に基づいてなした財産の取得管理及び処分については、この条例によりなしたものとみなす。

【 15 】

火 葬 場

砂川地区保健衛生組合火葬場条例

〔平成7年3月1日〕
〔条例第3号〕

改正 平成9年2月28日 条例第3号 平成26年3月4日 条例第2号
平成15年2月27日 条例第1号 平成31年2月26日 条例第1号
平成20年3月4日 条例第4号

(設置)

第1条 墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する施設として、砂川地区保健衛生組合に火葬場を設置する。

名称 吉野斎苑
位置 砂川市北吉野町315番地1

(使用許可)

第2条 火葬場を使用しようとする者は、あらかじめ組合長に申請して許可を受けなければならない。

(使用料)

第3条 前条の規定により火葬場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 削除

(使用料の還付)

第4条 既納の使用料は還付しない。ただし、組合長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第5条 組合長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、使用者の使用を停止し、又はその使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) その他組合長が使用に不相当と認めるとき。

(副葬品の制限)

第6条 ひつぎには、火葬及び収骨の障害となる物品を収納してはならない。

(焼骨の処分)

第7条 使用者は、組合長が指定する日時にその焼骨を引き取らなければならない。

- 2 組合長は、使用者が前項の指定する日時に焼骨を引き取らないときは、当該焼骨を処分することができる。

(損害賠償)

第8条 使用者は、使用に際し、建物若しくは設備等を損傷し、若しくは滅失したときは、現状に回復し、又は組合長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、組合長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月28日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月27日条例第1号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月4日条例第4号)

この条例は、平成20年7月1日から施行し、施行日以降に火葬を許可したものから適用する。

附 則 (平成26年3月4日条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月26日条例第1号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別 表 (第3条関係)

区 分		単 位	使 用 料	
			構 成 市 町	構 成 市 町 以 外
火 葬 炉	13歳以上の死体	一体につき	20,500円	41,000円
	13歳未満の死体	〃	15,000円	30,000円
	死胎	〃	8,000円	16,000円
	胞衣・産わい物	一個につき	4,000円	8,000円
	外科手術等による 身体の一部	3kgごとに	4,000円	8,000円

区 分		単 位	使 用 料	
			構 成 市 町	構 成 市 町 以 外
動 物 炉	ペ ッ ト 小 動 物	5kg未満のペット	4,910円	6,600円
		5kg以上10kg未満の ペット	6,140円	7,830円
		10kg以上のペット	8,590円	10,280円

砂川地区保健衛生組合火葬場条例施行規則

〔平成7年3月1日〕
規則第1号

改正 平成30年12月20日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合火葬場条例（平成7年条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受付時間及び休業日)

第2条 火葬場の受付時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、組合長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

受付時間 午前9時から午後4時まで

休業日 1月1日及び組合長が別に定める日

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第2条の規定により火葬場の使用許可を受けようとする者は、火葬場使用許可申請書（別記第1号様式）を組合長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、火葬許可証その他組合長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 組合長は、前2項の申請に基づき火葬場の使用を許可したときは、火葬場使用許可証（別記第2号様式）を交付するものとする。

(使用料の納付)

第4条 火葬場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、組合長は、特別の理由があると認めたときは、後納させることができる。

(使用料の還付)

第5条 条例第4条ただし書の規定により、組合長は、次の一に該当するときは既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責に帰することのできない理由によって使用不能となったとき。

(2) 条例第5条の規定により使用の許可を取り消したとき。

(使用順序)

第6条 火葬場の使用順序は、申請を受け付けた順序とする。

(副葬品の制限)

第7条 条例第6条に規定する火葬及び収骨の障害となる物品は、次に掲げる物をいう。

(1) スプレー缶、乾電池等火葬時の火熱により破裂するおそれのあるもの

- (2) ガラス製品、鉛製品等火葬時の火熱により溶解するおそれのあるもの
- (3) 陶磁器、金物等火葬時の火熱では燃えないもの
- (4) ダイヤモンド等の宝石類及び金、プラチナ等の貴金属類
- (5) ドライアイス等機器故障の原因となるもの
- (6) その他組合長が火葬及び収骨の障害となると認めるもの

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、その使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 建物又は設備を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月20日規則第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

別記第1号様式、別記第2号様式、(第3条関係)

第 号

死体火葬場使用許可申請書・使用許可証

砂川地区保健衛生組合長 様

死亡者の本籍			
死亡者の住所	北海道		
死亡者の氏名			
性別	男	女	
出生年月日	年	月	日生
死因	法定伝染病	その他	
死亡年月日	年	月	日 午前 午後 時 分
死亡の場所	北海道		
火葬の場所	北海道砂川市 吉野斎苑		
申請者	住所	北海道	
	氏名		続柄
申請・許可年月日	年	月	日
火葬年月日時	年	月	日 午前 午後 時 分

砂川地区保健衛生組合 組合長

使用料	円
-----	---

火葬日時	年 月 日
火葬時間	時 分～ 時 分
上記のとおり火葬したことを証明する。 吉野斎苑 管理者 印	

第 号

死胎火葬場使用許可申請書・使用許可証

砂川地区保健衛生組合長 様

父母の本籍		
父母の住所	北海道	
父母の氏名		
性別	男 女	
妊娠週数		
分娩年月日	年 月 日 午前 午後 時 分	
分娩の場所	北海道	
火葬の場所	北海道砂川市 吉野斎苑	
申請者	住所	北海道
	氏名	
申請・許可年月日	年 月 日	
火葬年月日時	年 月 日 午前 午後 時 分	

砂川地区保健衛生組合 組合長

使用料	円	火葬日時	年 月 日
		火葬時間	時 分～ 時 分
		上記のとおり火葬したことを証明する。 吉野斎苑 管理者 印	

第 号

身体の一部火葬場使用許可申請書・使用許可証

砂川地区保健衛生組合長 様

本籍		
住所	北海道	
氏名		
性別	男 女	
出生年月日		
火葬理由	年 月 日 午前 午後 時 分	
切断の場所	北海道	
火葬の場所	北海道砂川市 吉野斎苑	
申請者	住所	北海道
	氏名	
申請・許可年月日	年 月 日	
火葬年月日時	年 月 日 午前 午後 時 分	

砂川地区保健衛生組合 組合長

使用料	円
-----	---

火葬日時	年 月 日
火葬時間	時 分～ 時 分
上記のとおり火葬したことを証明する。 吉野斎苑 管理者 印	

第 号

胞衣・産わい物火葬場使用許可申請書・使用許可証

年 月 日

砂川地区保健衛生組合長 様

申請者 住所
氏名

下のとおり火葬場の使用を許可します

母の住所	母の氏名	分娩の場所	分娩の日	備考
計	件			
火葬の場所	北海道砂川市 吉野斎苑			
火葬年月日時	年 月 日 午前 午後 時 分			

砂川地区保健衛生組合 組合長

使用料	円 件	火葬日時	年 月 日
		火葬時間	時 分～ 時 分
		上記のとおり火葬したことを証明する。 吉野斎苑 管理者 印	

砂川地区保健衛生組合火葬場内動物炉取扱要綱

〔平成7年3月1日〕
訓令第1号

改正 平成15年2月27日 訓令第1号

改正 平成31年4月26日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、砂川地区保健衛生組合火葬場内動物炉（以下「動物炉」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(焼却対象動物の範囲)

第2条 動物炉で焼却する対象動物は、砂川市、歌志内市、上砂川町及び奈井江町、浦臼町の住民が飼育していた犬、猫その他の小動物（以下「ペット」という。）の死体とする。

(依頼書)

第3条 ペットの火葬を依頼しようとする者は、ペットの火葬依頼書（別記様式）を組合長に提出しなければならない。

(ペット搬入時の指示)

第4条 ペットの火葬を依頼する者は、組合長の指定した日時に当該ペットを動物炉に搬入するものとする。

(ペットの焼却処理)

第5条 ペットの火葬は、動物炉で行うものとする。

様式（省略）

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 （平成15年2月27日訓令第1号

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日訓令第2号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別記様式(第3条関係)

ペット火葬依頼書		
		年 月 日
砂川地区保健衛生組合 組合長	様	
		住所
		依頼者 氏名
		電話
下記のペットの火葬を依頼いたしたく、動物炉取扱要綱第3条の規定により提出		
動物名	名前	体重
		1 5kg未満 2 5kg以上10kg 3 10kg以上

上記について焼却してよろしいか

動物炉取扱要綱第2条の規定による提示物

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1. 健康保険証 | 2. 狂犬病予防法による登録証 |
| 3. 自動車運転免許証 | 4. その他() |

使用料		円
-----	--	---

決		裁	
係	主 幹	次	長

焼却日時	年 月 日
焼却時間	時 分～ 時 分
従事者	

【 16 】

廢棄物處理施設

砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例

〔平成14年9月3日〕
〔条例第5号〕

改正 平成25年3月5日 条例第1号
平成25年11月29日 条例第4号
平成31年2月26日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、構成市町において発生する一般廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第37号。以下「法」という。）に規定する用語の例による。

2 この条例において、「構成市町」とは、砂川地区保健衛生組合規約（昭和43年地方第1518号指令）第4条に規定する砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町及び浦臼町をいう。

(組合の責務)

第3条 組合は、一般廃棄物の処理に当たっては、法に定める処理基準を遵守し、生活環境の保全上支障が生じないよう適正な処理に努めなければならない。

2 組合は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、第14条に規定する砂川地区保健衛生組合廃棄物処理施設（第14条を除き、以下「処理施設」という。）の整備及び作業方法の改善を図る等、その効率的な運営に努めなければならない。

3 組合は、処理施設において一般廃棄物の資源リサイクルを推進するとともに、その啓発に努めなければならない。

(搬入者の責務)

第4条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、自ら一般廃棄物の減量及び分別に努めるとともに、一般廃棄物の適正な処理に関する組合の施策に協力しなければならない。

(受入基準)

第5条 処理施設に搬入する一般廃棄物の受入基準は、規則で定める。

(適正処理困難物の指定)

第6条 組合長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもののほか、処理施設における処理技術に照らし、適正な処理が困難な一般廃棄物を、適正処理困難物として指定することができる。

(一般廃棄物を搬入できる者)

第7条 処理施設に一般廃棄物を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 構成市町
- (2) 構成市町の委託により一般廃棄物の収集及び運搬を行う者
- (3) 構成市町の長により法第7条第8項の一般廃棄物収集運搬業者の許可を受けた者
- (4) 構成市町に居住し、又は所在地を有する者

2 前項の規定にかかわらず、国又は構成市町以外の地方公共団体から一般廃棄物の搬入の申し出があった場合において、組合長が特に認めたときは、当該一般廃棄物を受け入れることができる。

(搬入できない一般廃棄物)

第8条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、次に掲げる一般廃棄物を搬入してはならない。

- (1) 特別管理一般廃棄物のほか、有害性、爆発性、引火性その他危険性のある廃棄物
- (2) 産業廃棄物
- (3) 第6条に規定する適正処理困難物

2 前項に規定する廃棄物については、その受け入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理手数料)

第9条 処理施設に一般廃棄物のうち、生ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ及び粗大ごみを搬入しようとする者は、10キログラムにつき130円の手数料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第2項の規定により処理施設に一般廃棄物を搬入した者に係る手数料の額は、その都度組合長が定める。

3 前2項の手数料の徴収方法は、規則で定める。

(負担金)

第10条 構成市町において、処理施設に一般廃棄物を搬入する者に対する手数料の軽減措置を実施する場合は、組合長は、当該構成市町から前条の規定により算出した手数料と、当該軽減措置により徴収することとなる手数料との差額に相当する額を負担金として徴収する。

(手数料の不還付)

第11条 既納の手数料は、還付しない。ただし、組合長が特に認めたときは、この限りでない。

(手数料の減免)

第12条 組合長は、天災その他特別な事情があると認めたときは、手数料を減額又は免除することができる。

(処理施設の設置)

第13条 一般廃棄物を適正に処理するため、ごみ処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第14条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	砂川地区保健衛生組合廃棄物処理施設
位 置	砂川市西 8 条北22丁目127番地 6

(施設)

第15条 処理施設は、次のとおりとする。

- (1) リサイクルプラザ
- (2) 中継施設
- (3) メタン発酵処理施設

(技術管理者の資格)

第16条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくは

これらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月5日条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年11月29日条例第4号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月26日条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則

〔平成14年9月3日〕
規則第4号

改正 平成30年1月15日 規則第1号

改正 平成31年4月26日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理に関する条例（平成14年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(搬入時間)

第2条 砂川地区保健衛生組合廃棄物処理施設に廃棄物を搬入できる時間は、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(搬入日)

第3条 砂川地区保健衛生組合廃棄物処理施設に廃棄物を搬入できる日は、次に定める日以外の日とする。ただし、組合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 12月31日正午から翌年の1月3日まで

(受入基準)

第4条 条例第5条に規定する受入基準は、つぎのとおりとする。

- (1) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、資源ごみ、粗大ごみ及び危険ごみの区分に分別されていること
- (2) 前号に規定する廃棄物の区分に分別されていることが確認できるもの

(手数料の徴収方法)

第5条 条例第9条第3項に規定する手数料の徴収方法は、次のとおりとする。

- (1) 手数料は、搬入の都度、現金により徴収する。
- (2) 組合長が特に認めたときは、前号の規定にかかわらず、後納することができる。この場合においては、毎月1日から末日までの分について、納入通知書を発行し、その納入期限は翌月の15日までとする。

2 前項に規定する手数料の算定は、砂川地区保健衛生組合廃棄物処理施設において計量した重量をもって行う。ただし、組合長が特に認めたときは、この限りでない。

3 第1項第2号の規定により後納する場合は、搬入者はあらかじめ手数料後納願（別記様式第1号）を提出し、組合長の承認を受けなければならない。

(手数料の減免)

第6条 条例第12条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、構成市町の承認を受けて、組合長に手数料減免申請書（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

様式（省略）

附 則 （平成30年1月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成31年4月26日規則第1号）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

別記様式第 1 号

廃棄物処理手数料後納申請書

年 月 日

砂川地区保健衛生組合
組合長

様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

印

砂川地区保健衛生組合一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 5 条
第 1 項第 2 号の規定により、廃棄物処理手数料を後納したいので申請します。

廃棄物の処分種別	事業系一般廃棄物
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日